

○生活安全関係営業許可等の事務取扱の代行に関する訓令

昭和43年8月1日

本部訓令第14号

注 令和7年11月から改正経過を注記した。

保安関係営業許可等の事務取扱の代行に関する訓令を次のように定める。

(目的)

第1条 この訓令は、鳥取県警察本部長専決規程（昭和36年鳥取県公安委員会訓令第1号。以下「専決規程」という。）に基づいて行う風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、深夜酒類提供飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）、古物営業及び質屋営業に係る許可、承認及び届出、特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定、遊技機に係る認定及び検定等（以下「許可等」という。）並びに許可等に関する証明の事務を生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）並びに警察署長（以下「署長」という。）及び幹部派出所長（以下「派出所長」という。）に代行させるため必要な事項を定めることを目的とする。

(専決事務の代行)

第2条 専決規程第4条の規定に基づき、生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長に代行させる事務は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長は、代行事務について、その処理に疑義のあるとき、または自らの判断のみで処理することが適当でないとき、すみやかに本部長の指揮を受けるものとする。

(申請事項等の処理)

第3条 署長又は派出所長は、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する申請及び届出（以下「申請事項等」という。）があつたときは、別表第2の申請事項等点検基準（署長又は派出所長）により点検のうえ受理し、別表第3の申請事項等調査基準により調査し、副申を添えて本部長を経て公安委員会に進達しなければならない。

2 生活安全企画課長は、公安委員会に対する遊技機の検定申請があつたときは、別表第4遊技機検定申請事項等点検調査基準（生活安全企画課長）により点検のうえ受理しなければならない。

3 申請事項等の処理に当たっては、生活安全企画課長は、別表第5の申請事項等処理要領（生活安全企画課長）、署長又は派出所長は、別表第6の申請事項等処理要領（署長又は派出所長）により代行処理するものとする。

(手数料の徴収)

第4条 生活安全企画課長は、遊技機の検定申請を受理するに際しては、風俗営業等関係手数料納付書(様式第1号)により手数料を納付させ、又は納付したことを明らかにさせるものとする。

2 署長又は派出所長は、風俗営業等に係る次の各号に掲げる申請及び届出を受理するに際しては、風俗営業等関係手数料納付書(様式第1号)又は特定遊興飲食店営業関係手数料納付書(様式第1号の2)により手数料を納付させ、又は納付したことを明らかにさせるものとする。

- (1) 許可申請
- (2) 許可証の再交付申請又は書換え申請
- (3) 相続・法人の合併・法人の分割の承認申請
- (4) 構造又は設備の変更承認申請
- (5) 特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業者(以下「特例風俗営業者等」という。)の認定申請
- (6) 特例風俗営業者等の認定証(以下「認定証」という。)の再交付申請
- (7) 遊技機の変更承認申請又は認定申請
- (8) 管理者講習の受講
- (9) 性風俗関連特殊営業の開始又は変更の届出
- (10) 性風俗関連特殊営業の届出確認書の再交付申請

3 署長又は派出所長は、古物営業に係る次の各号に掲げる申請を受理するに際しては、古物営業関係手数料納付書(様式第2号)により手数料を納付させ、又は納付したことを明らかにさせるものとする。

- (1) 許可申請
- (2) 許可証の再交付申請又は書換え申請
- (3) 認定申請

4 署長又は派出所長は、質屋営業に係る次の各号に掲げる申請を受理するに際しては質屋営業関係手数料納付書(様式第3号)により手数料を納付させ、又は納付したことを明らかにさせるものとする。

- (1) 許可申請
- (2) 営業所の移転又は管理者の新設若しくは変更の許可申請
- (3) 許可証の再交付申請又は書換え申請

(許可証等の作成及び交付)

第5条 生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長が風俗営業、特定遊興飲食店営業、古物営業又は質屋営業の許可証、認定証及び性風俗関連特殊営業の届出確認書(以下「許可証等」という。)並びに風俗営業管理者証又は特定遊興飲食店営業管理者証(以下これらを「管理者証」という。)を作成するときは、別表第7の許可証等作成要領(生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長)により作成するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の許可証等を申請者に交付するときは、署長を経由して行うものとする。この場合において、生活安全企画課長は、許可証等を許可証等送付書(様式第4号)により署長に送付し、署長の許可証等受領書(様式第5号)を徴しておかなければならない。

(台帳)

第6条 生活安全企画課長並びに署長及び派出所長は、次の台帳を備え付け、許可証等及び管理者証を交付したときは、これに登載し、再交付、書換え又は返納等の異動が生じた都度整理し、取扱者に押印させておかなければならない。この場合において、派出所長は、担当区域内に居住する者の台帳を備え付けるものとする。ただし、岩美幹部派出所長においては当該台帳のうち、鳥取市福部町に居住する者は除くものとする。

(1) 風俗営業等関係

台帳の名称		様式	備えるもの	
			生活安全 企画課長	署長及び 派出所長
風 俗 営 業 等 関 係	風俗営業又は特定遊興飲食店営業許可台帳	様式第6号	正本	副本
	営業所の構造及び設備の概要台帳(その1)	様式第7号	正本	副本
	営業所の構造及び設備の概要台帳(その2)	様式第8号	正本	副本
	営業所の構造及び設備の概要台帳(その3)	様式第9号	正本	副本
	営業の方法台帳(その1(A))	様式第10号	正本	副本
	営業の方法台帳(その1(B))	様式第10号の2	正本	副本
	営業の方法台帳(その2(A))	様式第11号	正本	副本

営業の方法台帳（その2(B)）	様式第12号	正本	副本
営業の方法台帳（その2(C)）	様式第13号	正本	副本
遊技機明細台帳	様式第14号	正本	副本
店舗型性風俗特殊営業届出台帳	様式第15号	副本	正本
営業の方法台帳（店舗型性風俗特殊営業）	様式第16号	副本	正本
無店舗型性風俗特殊営業届出台帳	様式第17号	副本	正本
営業の方法台帳（無店舗型性風俗特殊営業）	様式第18号	副本	正本
映像送信型性風俗特殊営業届出台帳	様式第19号	副本	正本
営業の方法台帳（映像送信型性風俗特殊営業）	様式第20号	副本	正本
店舗型電話異性紹介営業届出台帳	様式第21号	副本	正本
営業の方法台帳（店舗型電話異性紹介営業）	様式第22号	副本	正本
無店舗型電話異性紹介営業届出台帳	様式第23号	副本	正本
営業の方法台帳（無店舗型電話異性紹介営業）	様式第23号の2	副本	正本
深夜酒類提供飲食店営業届出台帳	様式第24号	副本	正本
営業の方法台帳（深夜酒類提供飲食店営業）	様式第25号	副本	正本
特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業者認定台帳	様式第26号	正本	副本
風俗営業又は特定遊興飲食店営業管理者証交付台帳	様式第27号	—	正本

(2) 古物営業及び質屋営業関係

台帳の名称	様式	備えるもの	
		生活安全 企画課長	署長及び 派出所長
古物営業（古物商／古物市場主）許可台帳	様式第28号	正本	副本

古物営業所（市場）台帳	様式第29号	正本	副本
古物競りあつせん業台帳	様式第29号の2	副本	正本
質屋営業許可台帳	様式第30号	正本	副本

2 署長又は派出所長は、風俗営業等の許可申請書の副本及び営業開始届出書の正本に添付された営業所等の平面図又は質屋営業許可申請書の副本に添付された質物保管設備の構造概要書並びに図面を、それぞれの台帳に添えて保存しなければならない。

3 署長又は派出所長は、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の管理者に係る写真2葉のうち1葉を風俗営業又は特定遊興飲食店営業管理者証交付台帳（様式第27号）に添えて保管しなければならない。

（返納許可証等の処理）

第7条 署長又は派出所長は、返納を受けた許可証等は、裁断等して廃棄するものとする。

（不許可及び承認等の通知等）

第8条 生活安全企画課長は、次の各号に掲げる通知をしようとするときは、当該各号に掲げる通知書を申請者に交付して行うものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第11条（規則第79条において準用する場合を含む。）、古物営業法第5条第3項及び質屋営業法第3条第3項の規定に基づく許可をしないときの通知 不許可通知書（様式第32号）

(2) 規則第16条第1項（規則第22条、第84条又は第90条において準用する場合を含む。）の規定に基づく承認（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第10項において準用する場合の変更に承認を含む。次号において同じ。）をしたときの通知 承認通知書（様式第33号又は様式第34号）

(3) 規則第16条第2項（規則第22条、第84条又は第90条において準用する場合を含む。）の規定に基づく承認をしないときの通知 不承認通知書（様式第35号又は様式第36号）

(4) 規則第26条第3項及び第94条第3項の規定に基づく認定をしないときの通知 不認定通知書（様式第37号）

(5) 規則第44条第2項（規則第55条第2項及び第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出確認書を交付しないときの通知 届出確認書不交付通知書（規則別記様式第22号）

(6) 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）第3条第2項の規定に基づく認定をしたときの通知 認

定通知書（遊技機規則別記様式第6号）

- (7) 遊技機規則第3条第3項の規定に基づく認定をしないときの通知 不認定通知書（遊技機規則別記様式第7号）
 - (8) 遊技機規則第9条第1項の規定に基づく検定に係る技術上の規格に適合していると認めるときの通知 検定通知書（甲）（遊技機規則別記様式第16号）
 - (9) 遊技機規則第9条第2項の規定に基づく検定に係る技術上の規格に適合していないと認めるときの通知 検定通知書（乙）（遊技機規則別記様式第17号）
- 2 生活安全企画課長は、遊技機規則第5条第3項の規定に基づく認定取消しの通知をしようとするときは、認定取消通知書（遊技機規則別記様式第8号）を当該認定を受けた者に交付して行うものとする。
 - 3 生活安全企画課長は、遊技機規則第7条の2第7項の規定に基づく確認取消しの通知をしようとするときは、確認取消通知書（遊技機規則別記様式第14号）を当該確認を受けた者に交付して行うものとする。
 - 4 生活安全企画課長は、遊技機規則第8条第2項の規定に基づく再試験を命ずる場合は、再試験命令書（遊技機規則別記様式第15号）を指定試験機関に交付して行うものとする。
 - 5 生活安全企画課長は、遊技機規則第11条第2項第4号の規定に基づく報告の請求は、報告請求書（遊技機規則別記様式第18号）を検定を受けた者に交付して行うものとする。
 - 6 生活安全企画課長は、遊技機規則第11条第4項の規定に基づく検定取消しの通知をしようとするときは、検定取消通知書（遊技機規則別記様式第19号）を当該検定を受けた者に交付して行うものとする。
 - 7 生活安全企画課長は、第1項第1号から第6号までに掲げる通知書を申請者に交付するときは、署長を経由して行うものとする。この場合において、生活安全企画課長は、当該通知書を許可証等送付書（様式第4号）により署長に送付し、署長の許可証等受領書（様式第5号）を徴しておかなければならない。

（管理者の兼任の承認）

第9条 規則第37条ただし書（規則第97条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理者の兼任の承認申請は、兼任承認申請書（様式第38号）により行うものとする。

- 2 生活安全企画課長は、管理者の兼任の承認、不承認及び取消しは、兼任承認通知書（様式第39号）及び兼任不承認・取消し通知書（様式第40号）を交付して行うものとする。

（許可等に関する証明）

第10条 生活安全企画課長は、許可等に関する証明願を受理したときは、鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の定めるところにより処理しなければならない。

（公印の刷込用紙受払簿）

第11条 生活安全企画課長並びに署長及び派出所長は、鳥取県公安委員会公印規程（昭和34年鳥取県公安委員会規程第6号。以下「公印規程」という。）第7条第4項の規定による公印の刷込用紙を使用したときは、公印の刷込用紙受払簿（様式第46号）により用紙の受払いを明確にしておかなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、昭和43年9月1日から施行する。

（訓令の廃止）

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

（1）風俗営業等取締法施行条例施行規則の取扱に関する訓令（昭和41年1月鳥取県警察本部訓令第1号）

（2）古物営業法施行規則の取扱に関する訓令（昭和41年2月鳥取県警察本部訓令第2号）

（3）質屋営業法施行規則の取扱に関する訓令（昭和41年3月鳥取県警察本部訓令第4号）

（4）金属屑業条例施行に関する訓令（昭和41年2月鳥取県警察本部訓令第3号）

（様式の経過規定）

3 台帳用紙は、第6条の規定にかかわらず、当分の間なお従前の様式のものを用いることができる。

附 則（昭和55年7月11日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和55年7月11日から施行する。

附 則（昭和60年3月28日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月28日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月10日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和61年4月10日から施行する。

附 則（昭和62年5月15日本部訓令第17号）

この訓令は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則（平成2年10月1日本部訓令第13号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成4年3月10日本部訓令第6号）

この訓令は、平成4年3月10日から施行する。

附 則（平成7年2月27日本部訓令第1号）

この訓令は、平成7年2月27日から施行する。

附 則（平成7年3月15日本部訓令第3号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月1日本部訓令第7号）

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成7年12月27日本部訓令第19号）

この訓令は、平成7年12月27日から施行する。

附 則（平成11年4月22日本部訓令第9号）

この訓令は、平成11年5月1日から施行する。ただし、この訓令の第1条に定める事務分掌に関する規定を除いた部分については、同年4月1日から適用する。

附 則（平成12年11月24日本部訓令第14号）

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則（平成13年4月16日本部訓令第7号）

この訓令は、平成13年4月16日から施行する。

附 則（平成14年4月18日本部訓令第8号）

この訓令は、平成14年4月18日から施行する。ただし、第6条に1項を加える改正規定は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年11月20日本部訓令第18号）

この訓令は、平成15年11月20日から施行する。

附 則（平成16年6月25日本部訓令第13号）

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月26日本部訓令第24号）

この訓令は、金属屑業条例（昭和27年鳥取県条例第31号）の廃止の日から施行する。

附 則（平成18年3月16日本部訓令第4号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年5月1日本部訓令第17号）

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成24年4月5日本部訓令第17号）

この訓令は、平成24年4月5日から施行する。

附 則（平成24年7月5日本部訓令第22号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年8月21日本部訓令第23号）

この訓令は、平成24年8月21日から施行する。

附 則（平成27年3月6日本部訓令第3号）

この訓令は、平成27年3月9日から施行する。

附 則（平成28年3月3日本部訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

（準備行為）

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の22の許可に関して必要な行為は、平成28年3月23日から行うことができる。

附 則（平成28年3月31日本部訓令第13号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日本部訓令第15号）

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年5月19日本部訓令第15号）

この訓令は、平成29年5月22日から施行する。

附 則（平成30年3月22日本部訓令第7号）

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（平成30年10月23日本部訓令第13号）

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（令和元年6月25日本部訓令第3号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日本部訓令第8号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月18日本部訓令第6号）

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和2年5月27日本部訓令第14号）

この訓令は、令和2年5月27日から施行する。

附 則（令和3年9月28日本部訓令第14号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日本部訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた18歳未満の者は、第1条の規定による改正後の生活安全関係営業許可等の事務取扱の代行に関する訓令別表第2の1、2及び3並びに別表第6の3、第2条の規定による改正後の警備業の認定等の事務取扱の代行に関する訓令別表第2の2並びに第3条の規定による改正後の探偵業の届出等の事務取扱の代行に関する訓令別表第2の規定の適用については、これらの規定に規定する未成年者には含まれないものとする。

附 則（令和7年1月29日本部訓令第2号）

この訓令は、令和7年1月29日から施行する。

附 則（令和7年11月21日本部訓令第19号）

この訓令は、令和7年11月28日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（令7本部訓令19・一部改正）

生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長に代行させる事務

（生活安全企画課長に代行させる事務）

区分	代行させる事務の内容
風俗営業等1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この欄において

<p>の規制及び 業務の適正 化等に関す る法律関係</p>	<p>「法」という。) 第3条第1項及び第31条の22の規定による営業の許可</p> <p>2 法第3条第2項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) の規定によ る許可条件の付与及び変更</p> <p>3 法第5条第2項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) の規定によ る許可証の交付</p> <p>4 法第5条第3項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) の規定によ る許可をしないときの通知</p> <p>5 法第7条第1項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) の規定によ る相続の承認</p> <p>6 法第7条の2第1項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) の規定に よる法人の合併の承認</p> <p>7 法第7条の3第1項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) の規定に よる法人の分割の承認</p> <p>8 法第9条第1項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) 及び第20条 第10項の規定による構造及び設備の変更承認</p> <p>9 法第10条の2第1項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) の規定 による特例風俗営業者等の認定</p> <p>10 法第10条の2第3項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) の規定 による特例風俗営業者等の認定をしたときの認定証の交付</p> <p>11 法第10条の2第4項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) の規定 による特例風俗営業者等の認定をしないときの通知</p> <p>12 法第20条第2項の規定による遊技機の認定</p> <p>13 法第20条第4項の規定による遊技機の検定</p> <p>14 法第24条第6項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) の規定に よる管理者講習の実施</p> <p>15 法第27条第4項又は第31条の2第4項 (法第31条の7第2項及び第31条の17第 2項において準用する場合を含む。) の規定による届出書の提出があつた旨を 記載した書面の交付</p> <p>16 法第31条第2項及び第3項並びに第31条の16第2項及び第3項の規定による 標章の除去</p> <p>17 法第31条の6第1項、第31条の11第1項及び第31条の21第1項の規定による</p>
--	--

処分移送通知書の送付

- 18 法第31条の6第2項第1号、第31条の11第2項第1号及び第31条の21第2項第1号の規定に基づく指示
- 19 法第31条の11第2項第2号の規定に基づく年少者利用防止のための措置命令
- 20 法第37条第1項の規定による報告及び資料の提出要求
- 21 法第42条の規定による飲食店営業等の停止の通知
- 22 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律施行規則（以下この欄において「規則」という。）第6条の4第1項（規則第74条の3において準用する場合を含む。）の規定による聴聞決定予定日の通知
- 23 規則第10条第2項（規則第78条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可をしたときの通知
- 24 規則第11条（規則第79条において準用する場合を含む。）の規定による許可をしないときの通知
- 25 規則第16条第1項（規則第84条において準用する場合を含む。）の規定による相続、法人の合併及び法人の分割の承認をしたときの通知
- 26 規則第16条第2項（規則第84条において準用する場合を含む。）の規定による相続、法人の合併及び法人の分割の承認をしないときの通知
- 27 規則第22条において準用する規則第16条第1項（規則第90条において準用する場合を含む。）の規定による構造及び設備（遊技機を含む。以下この欄において同じ。）の変更承認をしたときの通知
- 28 規則第22条において準用する規則第16条第2項（規則第90条において準用する場合を含む。）の規定による構造及び設備の変更承認をしないときの通知
- 29 規則第26条第2項（規則第94条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業者等の認定をしたときの通知
- 30 規則第37条ただし書（規則第97条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理者の兼任の承認並びに兼任の承認をしたとき、承認をしないとき、及び承認を取り消したときの通知
- 31 規則第40条第1項（規則第97条第3項において準用する場合を含む。）の規定による管理者講習の通知

	<p>32 規則第44条第2項（規則第55条第2項及び第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出確認書を交付しないときの通知</p> <p>33 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（以下この欄において「遊技機規則」という。）第1条の2の規定による認定申請に係る補正の要求</p> <p>34 遊技機規則第3条第2項の規定による認定をしたときの通知</p> <p>35 遊技機規則第3項の規定による認定をしないときの通知</p> <p>36 遊技機規則第5条第2項の規定による認定を取り消したときの通知</p> <p>37 遊技機規則第7条の2第1項の規定による遊技機製造業者の製造能力の確認</p> <p>38 遊技機規則第7条の2第3項の規定による確認証明書の交付</p> <p>39 遊技機規則第7条の2第4項及び第5項の規定による変更届及び廃止届の処理</p> <p>40 遊技機規則第7条の2第7項の規定による確認を取り消したときの通知</p> <p>41 遊技機規則第7条の3の規定による検定申請に係る補正の要求</p> <p>42 遊技機規則第9条第1項の規定による技術上の規格に適合していると認めるときの通知</p> <p>43 遊技機規則第9条第2項の規定による技術上の規格に適合していないと認めるときの通知</p> <p>44 遊技機規則第11条第3項の規定による検定を取り消したときの通知</p> <p>45 鳥取県警察手数料条例（以下この表において「手数料条例」という。）に基づく事実証明</p>
古物営業法 関係	<p>1 古物営業法（以下この欄において「法」という。）第3条の規定による古物商及び古物市場主の許可</p> <p>2 法第5条第3項の規定による許可をしないときの通知</p> <p>3 法第8条の2第1項及び第2項の規定による第5条第1項第6号に規定する方法を用いる古物商について、公衆の閲覧に供する事務の処理</p> <p>4 法第21条の5第1項の規定による古物競りあつせん業者の認定</p> <p>5 法第21条の6第1項の規定による外国古物競りあつせん業者の認定</p> <p>6 法第27条第1項の規定による国家公安委員会への報告</p> <p>7 法第27条第2項の規定による他の公安委員会への通報</p> <p>8 古物営業法施行規則（以下この欄において「規則」という。）第19条の7第1項の規定による古物競りあつせん業者の認定をしたときの通知等</p>

	<p>9 規則第19条の7第2項の規定による古物競りあつせん業者の認定をしないときの通知</p> <p>10 規則第19条の12の規定による外国古物競りあつせん業者の認定したとき及び認定しないときの通知</p> <p>11 手数料条例に基づく事実証明</p>
質屋営業法関係	<p>1 質屋営業法（以下この欄において「法」という。）第2条第1項の規定による営業の許可</p> <p>2 法第3条第3項の規定による許可をしないときの通知</p> <p>3 質屋営業法施行規則第9条の規定による質物保管設備の変更届書の処理</p> <p>4 手数料条例に基づく事実証明</p>

（署長に代行させる事務）

区分	代行させる事務の内容
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この欄において「法」という。）第5条第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付</p> <p>2 法第7条第5項、第7条の2第3項、第7条の3第3項及び第9条第4項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換え</p> <p>3 法第7条第6項、第10条第1項及び第3項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納届の処理</p> <p>4 法第9条第3項及び第5項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）並びに第20条第10項の規定による構造及び設備等の変更届の処理</p> <p>5 法第10条の2第5項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の再交付</p> <p>6 法第10条の2第7項及び第9項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の返納届の処理</p> <p>7 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の9第1項、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の24、第34条第1項及び第35条の4第1項の規定に基づく指示</p> <p>8 法第27条、第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17、第33条第1</p>

	<p>項及び第2項の規定による営業開始届、廃止届及び変更届の処理</p> <p>9 法第27条第4項又は第31条の2第4項（法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付</p> <p>10 法第31条第1項及び第31条の16第1項の規定による標章のはり付け</p> <p>11 法第31条の10の規定に基づく年少者の利用防止のための措置命令</p> <p>12 法第39条第2項第6号及び第7号の規定による調査委託</p> <p>13 法第44条第1項の規定による団体の届出の処理</p> <p>14 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下この欄において「規則」という。）第10条第3項（規則第78条第2項において準用する場合を含む。）の規定による管理者証の交付</p> <p>15 規則第20条第4項及び第88条第4項の規定による新規作成又は書換えによる管理者証の交付</p> <p>16 規則第46条の規定による届出確認書の返納届の処理</p>
古物営業法 関係	<p>1 古物営業法（以下この欄において「法」という。）第5条第4項の規定による許可証の再交付</p> <p>2 法第7条第1項から第3項までの規定による変更届の処理</p> <p>3 法第7条第5項の規定による許可証の書換え</p> <p>4 法第8条の規定による許可証の返納届の処理</p> <p>5 法第10条の規定による競り売りの届出の処理</p> <p>6 法第10条の2の規定による古物競りあつせん業の開始届、廃止届及び変更届の処理</p> <p>7 法第13条第4項の規定に基づく管理者の解任勧告</p> <p>8 法第14条第1項ただし書きの規定による仮設店舗営業届の処理</p> <p>9 法第23条の規定に基づく指示</p> <p>10 法第27条第1項の規定による国家公安委員会への報告</p>

（派出所長に代行させる事務）

区分	代行させる事務の内容
風俗営業等の規制及び業務の適正	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この欄において「法」という。）第5条第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付</p>

化等に関する法律関係	<p>2 法第7条第5項、第7条の2第3項、第7条の3第3項及び第9条第4項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換え</p> <p>3 法第7条第6項、第10条第1項及び第3項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納届の処理</p> <p>4 法第10条の2第5項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の再交付</p> <p>5 法第10条の2第7項及び第9項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の返納届の処理</p> <p>6 法第27条第4項又は第31条の2第4項（法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があつた旨を記載した書面の再交付</p> <p>7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下この欄において「規則」という。）第20条第4項及び第88条第4項の規定による管理者証の書換え</p> <p>8 規則第46条の規定による届出確認書の返納届の処理</p>
古物営業法関係	<p>1 古物営業法（以下この欄において「法」という。）第5条第4項の規定による許可証の再交付</p> <p>2 法第7条第1項から第3項までの規定による変更届の処理</p> <p>3 法第7条第5項の規定による許可証の書換え</p> <p>4 法第8条の規定による許可証の返納届の処理</p> <p>5 法第10条の規定による競り売りの届出の処理</p> <p>6 法第10条の2の規定による古物競りあつせん業の開始届、廃止届及び変更届の処理</p> <p>7 法第14条第1項ただし書きの規定による仮設店舗営業届の処理</p> <p>8 法第27条第1項の規定による国家公安委員会への報告</p>

別表第2（第3条関係）

申請事項等点検基準（署長又は派出所長）

申請書、届書又は願書等（以下「申請書等」という。）は、所定の様式のものに申請者又は届出者等（以下「申請者等」という。）が作成して契印したものであり、次に掲げる記載事項及び添付書類を具備したものであるか否かを点検すること。

なお、代書の場合は、その内容が申請者等の意思と相違ないかを確認すること。

1 風俗営業等

種別及び根拠法令	記載事項	添付書類
1 風俗営業又は特定遊興飲食店営業		
<p>(1) 許可申請</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この表において「法」という。）第5条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第9条及び第77条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（以下この表において</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>2 営業所の名称及び所在地</p> <p>3 営業の種別</p> <p>4 営業所の構造及び設備の概要</p> <p>5 法第24条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の管理者の氏名及び住所</p> <p>6 法人にあつては、その役員の氏名及び住所</p> <p>7 滅失により廃止した風俗営業又は特定遊興飲食店営業に係る廃止の事由、廃止年月日及び許可番号</p> <p>8 現に許可を受けて営む風俗営業又は特定遊興飲食店営業に係る許可年月日、許可番号、営業所の名称及び所在地</p>	<p>1 営業の方法を記載した書類</p> <p>2 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類</p> <p>3 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図</p> <p>4 個人である場合（5又は6に該当する場合を除く。）には次に掲げる書類</p> <p>(1) 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。）。以下この表において同じ。）</p> <p>(2) 法第4条第1項第1号から第10号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書</p> <p>(4) 未成年者で風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営むことに関し法定</p>

<p>「府令」という。) 第1条（府令第17条において準用する場合を含む。）</p>		<p>代理人の許可を受けているものにあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面</p> <p>イ 法定代理人の許可を受けていることを証する書面</p> <p>(5) 未成年者で風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては次に掲げる書類（風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者（以下この表において「風俗営業者等」という。）の相続人に限る。）</p> <p>ア 被相続人の氏名及び住所並びに風俗営業又は特定遊興飲食店営業に係る営業所の所在地を記載した書面</p> <p>イ 法定代理人に係る(1)から(3)までの書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る7の(1)から(3)までの書類）</p> <p>5 個人の風俗営業者等（法第2条第2項の風俗営業者又は同条第12項の特定遊興飲食店営業者であつて申請に係る当公安委員会の法第3条第1項若しくは法第31条の22の許可又は法第7条第1項、法第7条の2第1項若しくは法第7条の3第1項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の承認</p>
---	--	--

(6において「許可等」という。)を受けているものをいう。6及び8において同じ。)である場合(6に該当する場合を除く。)には、次に掲げる書類

(1) 4の(2)に掲げる書面

(2) 4の(4)又は(5)に掲げる書類

6 未成年者である風俗営業者等であつて、その法定代理人が申請者が申請に係る当公安委員会の許可等を受けて現に営む風俗営業又は特定遊興飲食店営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合(申請書に係る風俗営業又は特定遊興飲食店営業及び現に営む風俗営業又は特定遊興飲食店営業のいずれについても風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。)には、次に掲げる書類

(1) 4の(2)に掲げる書面

(2) 被相続人の氏名及び住所並びに

申請書に係る営業所の所在地を記載した書面

(3) 法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載した書面並びに当該法定代理人に係る4の(2)に掲げる書面(法定代理人が法人である場合においては、その役員に係る7の(3)に掲げる書面。ただし、当該役員が、申請者が現に営む風俗営業又は特定

			<p>遊興飲食店営業に係る許可等を受けた際の役員でない場合には、当該役員に係る7の(2)及び(3)に掲げる書面)</p> <p>7 法人である場合（8に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類</p> <p>(1) 定款及び登記事項証明書</p> <p>(2) 役員に係る4の(1)及び(3)に掲げる書類</p> <p>(3) 役員に係る法第4条第1項第1号から第9号まで（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>8 法人の風俗営業者等である場合には、役員に係る7の(3)に掲げる書面</p> <p>9 法第4条第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定が適用される営業所につき風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者にあつては、火災、震災又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（11において「令」という。）第7条（令第23条において準用する場合を含む。）各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類</p> <p>10 選任する管理者に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) 誠実に業務を行うことを誓約する書面</p>
--	--	--	--

			<p>(2) 4の(1)及び(3)に掲げる書類</p> <p>(3) 法第24条第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(4) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの2葉</p> <p>11 ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業を営もうとする者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>(1) 認定を受けた遊技機を設置しようとする場合にあつては、その遊技機が当該認定を受けたものであることを証する書類</p> <p>(2) 検定を受けた型式に属する遊技機（風俗営業の営業所に設置されたことのないものに限る。）を設置しようとする場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア その遊技機の型式が検定を受けたものであることを疎明する書類</p> <p>イ その遊技機の製造業者（外国において本邦に輸出する遊技機を製造するものを含む。(3)において同じ。）又は輸入業者が作成した書面で、当該遊技機が前記アの書類に係る型式に属するものであることを疎明するもの</p>
--	--	--	---

		<p>(3) 検定を受けた型式に属する遊技機を設置しようとする場合（前記(2)に該当する場合を除く。）にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア その遊技機の型式が検定を受けたものであることを疎明する書類</p> <p>イ その遊技機の製造業者若しくは輸入業者又は公安委員会が遊技機の点検及び取扱いを適正に行うに足りる能力を有すると認める者が作成した書面で、当該遊技機が前記アの書類に係る型式に属するものであることを疎明するもの</p> <p>(4) (1)から(3)に規定する遊技機以外の遊技機を設置しようとする場合にあつては、その遊技機につき次に掲げる書類</p> <p>ア 遊技機の諸元表</p> <p>イ 遊技機の構造図、回路図及び動作原理図</p> <p>ウ 遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類</p> <p>エ 遊技機の写真</p>
<p>(2) 許可証の再交付申請 法第5条第4項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) 及び規則第12条</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>2 営業所の名称及び所在地</p> <p>3 営業の種別</p> <p>4 許可年月日及び許可番</p>	

<p>(規則第80条において準用する場合を含む。)</p>	<p>号 5 再交付を申請する事由</p>	
<p>(3) 相続の承認申請 法第7条第1項 (法第31条の23において準用する場合を含む。) 及び規則第13条 (規則第81条において準用する場合を含む。)</p>	<p>1 氏名及び住所 2 営業所の名称及び所在地 3 営業の種別 4 許可年月日及び許可番号 5 被相続人の氏名及び住所 6 被相続人との続柄及び被相続人の死亡年月日並びに他の相続人の有無 7 現に許可を受けて営む風俗営業又は特定遊興飲食店営業に係る許可年月日、許可番号、営業所の名称及び所在地</p>	<p>1 次の区分ごとに掲げる書類 (1) 風俗業者等(法第2条第2項の風俗業者又は同条第12項の特定遊興飲食店業者であつて申請に係る公安委員会の法第3条第1項若しくは法第31条の22の許可又は法第7条第1項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の承認((2)において「許可等」という。)を受けているものをいう。(2)において同じ。)である場合((2)に該当する場合を除く。)には、次に掲げる書類 ア 1号の4の(2)に掲げる書類 イ 1号の4の(4)又は(5)に掲げる書類 (2) 申請者が未成年者である風俗業者等であつて、その法定代理人が申請者が現に営む風俗営業又は特定遊興飲食店営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合(申請に係る風俗営業又は特定遊興飲食店営業及び現に営む風俗営業又は特定遊興飲食店営業のいずれについても風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。)には、次に掲げる書類 ア 1号の4の(2)に掲げる書類</p>

		<p>イ 被相続人の氏名及び住所並びに申請書に係る営業所の所在地を記載した書面</p> <p>ウ 法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該法定代理人に係る1号の4の(2)に掲げる書面（法定代理人が法人である場合においては、その役員に係る1号の7の(3)に掲げる書面。ただし、当該役員が、申請者が現に営む風俗営業又は特定遊興飲食店営業に係る許可等を受けた際の役員でない場合には、当該役員に係る1号の7の(2)及び(3)に掲げる書面）</p> <p>(3) (1)及び(2)に該当する場合以外の場合には、申請者に係る1号の4の(1)から(5)に掲げる書類</p> <p>2 申請者と被相続人との続柄を証明する書面</p> <p>3 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書</p>
<p>(4) 合併の承認申請 法第7条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）</p>	<p>1 名称及び住所（連名による。）</p> <p>2 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所</p> <p>3 営業所の名称及び所在</p>	<p>1 合併契約書の写し</p> <p>2 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者（以下この表において「合併後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面</p>

<p>及び規則第14条 (規則第82条に おいて準用する 場合を含む。)</p>	<p>地 4 営業の種別 5 許可年月日及び許可番号 6 合併後消滅する風俗営業業者等たる法人の名称、住所及び代表者の氏名 7 合併後消滅する法人の名称、住所及び法人の代表者の氏名 8 合併予定年月日 9 合併の理由</p>	<p>3 合併後の役員就任予定者に係る1号の4の(1)及び(3)に掲げる書類 4 合併後の役員就任予定者に係る法第4条第1項第1号から第9号まで(これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p>
<p>(5) 分割の承認申請 法第7条の3第1項(法第31条の23において準用する場合を含む。) 及び規則第15条 (規則第83条に おいて準用する 場合を含む。)</p>	<p>1 名称及び住所(連名による。) 2 分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称及び住所 3 営業所の名称及び所在地 4 営業の種別 5 許可年月日及び許可番号 6 分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の名称、住所及び代表者の氏名 7 分割予定年月日 8 分割の理由</p>	<p>1 分割計画書又は分割契約書の写し 2 分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継する法人の役員となるべき者(以下この表において「分割後の役員就任予定者」という。)の氏名及び住所を記載した書面 3 分割後の役員就任予定者に係る1号の4の(1)及び(3)に掲げる書類 4 分割後の役員就任予定者に係る法第4条第1項第1号から第9号まで(これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p>
<p>(6) 許可証の書換</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所</p>	<p>書換えに係る当該許可証</p>

<p>え申請 法第7条第5項、 第7条の2第3項、 第7条の3第3項及 び第9条第4項（こ れらの規定を法 第31条の23にお いて準用する場 合を含む。）並び に規則第17条（規 則第22条、第85 条又は第90条に おいて準用する 場合を含む。）</p>	<p>並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 2 営業所の名称及び所在 地 3 営業の種別 4 許可年月日及び許可番 号 5 相続承認、合併承認又 は分割承認年月日 6 書換え事項及び書換え の事由</p>	
<p>(7) 構造及び設備 の変更承認申請 法第9条第1項 （法第20条第10 項又は第31条の 23において準用 する場合を含 む。）並びに規則 第19条及び第87 条</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 2 営業所の名称及び所在 地 3 営業の種別 4 許可年月日及び許可番 号 5 変更事項及び変更の事 由</p>	<p>1号の1から3までに掲げる書類（遊技機 に係る変更の場合は、1号の11に掲げる書 類）のうち当該変更事項に係る書類</p>
<p>(8) 変更の届出 法第9条第3項 第1号及び第2号 （法第20条第10 項において準用 する場合を含 む。）並びに同条</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 2 営業所の名称及び所在 地 3 営業の種別 4 許可年月日及び許可番</p>	<p>1 許可申請書記載事項に係る変更及び 構造設備の軽微な変更の場合は、次に 掲げる書類 (1) 1号の1から10までに掲げる書類 のうち、当該変更事項に係る書類 (2) 管理者に係る変更届出において、 管理者証の交付を受けている場合</p>

<p>第5項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）、規則第20条第1項及び第3項、第21条、第88条第1項及び第3項並びに第89条並びに府令第2条（府令第18条において準用する場合を含む。）、第3条（府令第19条において準用する場合を含む。）、第4条（府令第20条において準用する場合を含む。）、第6条及び第7条</p>	<p>号 5 認定年月日及び認定番号 6 変更年月日、変更事項（営業の種別、営業所の所在地を除く。）及び変更の事由</p>	<p>は、当該管理者証 遊技機に係る変更の場合は、1号の11に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類 3 特例風俗営業者等に係る構造及び設備の変更（軽微な変更を除く。）の場合は、1号の1から3までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類</p>
<p>(9) 許可証及び認定証（以下この表において「許可証等」という。）の返納 法第7条第6項、第10条第1項及び第3項、第10条の2第7項及び第9項（これらの規定</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 2 営業所の名称及び所在地 3 営業の種別 4 許可年月日及び許可番号 5 認定年月日及び認定番号</p>	<p>返納に係る許可証等（許可証等の再交付を受けた場合において、亡失した許可証等を発見し、又は回復したときも含む。）</p>

<p>を法第31条の23において準用する場合を含む。)並びに規則第18条(規則第86条において準用する場合を含む。)及び第23条(規則第26条第3項、第91条又は第94条第3項において準用する場合を含む。)</p>	<p>6 返納理由発生年月日及び返納理由</p>	
<p>(10) 特例風俗業者等の認定申請 法第10条の2第2項(法第31条の23において準用する場合を含む。)、規則第254条及び第93条並びに府令第5条(府令第21条において準用する場合を含む。)</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 2 営業所の名称及び所在地 3 営業の種別 4 営業所の構造及び設備の概要 5 許可年月日及び許可番号 6 相続を受けて営む者にあつては相続承認年月日 7 合併をしたものにあつては合併承認年月日</p>	<p>1 1号の1及び3に同じ。 2 法第10条の2第1項(法第31条の23において準用する場合を含む。)各号のいずれにも該当することを誓約する書面</p>
<p>(11) 認定証の再交付申請 法第10条の2第</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>	

<p>5項（法第31条の23において準用する場合を含む。）及び規則第26条第3項又は第94条第3項において準用する規則第12条</p>	<p>2 営業所の名称及び所在地 3 営業の種別 4 許可年月日及び許可番号 5 認定年月日及び認定番号 6 再交付を申請する事由</p>	
<p>(12) 遊技機の認定申請 法第20条第2項及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（以下この表において「遊技機規則」という。）第1条</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 2 営業所の名称及び所在地 3 遊技機の概要</p>	<p>1 指定試験機関が試験をした遊技機に係る認定申請は、指定試験機関が交付した試験の結果を記載した書類（交付の日から1年を経過しないものに限る。） 2 検定を受けた型式に属する遊技機（1に規定する遊技機を除く。）については、次に掲げる書類 (1) 検定通知書（甲）の写し (2) 次のいずれかに該当する者（次のイ又はウに掲げる者にあつては、遊技機規則第1条第4項に規定する要件に適合する者に限る。）が作成した書面で、当該遊技機が検定通知書（甲）に係る型式に属するものであることを疎明するもの ア 当該遊技機の製造業者（外国において本邦に輸出する遊技機を製造する者を含む。）又は輸入業者 イ 遊技機の保守管理を業とする者又はその従業者（当該事業者が法人である場合にあつては、その従</p>

		<p>業者に限る。)であつて、遊技機の点検及び取扱の業務に従事しているもの</p> <p>ウ 法第10条の2第1項の規定による認定を受けた風俗営業者に係る法第24条第1項の管理者</p> <p>3 1及び2以外の場合にあつては、認定申請書に係る遊技機につき次に掲げる書類</p> <p>(1) 遊技機の諸元表</p> <p>(2) 遊技機の構造図、回路図及び動作原理図</p> <p>(3) 遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類</p> <p>(4) 遊技機の写真</p>
(13) 管理者の兼任の承認申請規則第37条ただし書(規則第97条第1項において準用する場合を含む。)	<p>1 氏名又は名称</p> <p>2 兼任する管理者の住所、氏名並びに現に管理する営業所の名称、所在地、許可をした公安委員会の名称及び許可番号</p> <p>3 兼任する営業所の名称、所在地、営業の種別、許可をした公安委員会の名称及び許可番号</p> <p>4 兼任の理由</p>	
2 店舗型性風俗特殊営業		
(1) 開始の届出	1 氏名又は名称及び住所	次に掲げる書類(法第27条第1項の届出

<p>法第27条第1項、規則第41条及び府令第9条第1号</p>	<p>並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>2 営業所の名称及び所在地</p> <p>3 店舗型性風俗特殊営業の種別</p> <p>4 営業所の構造及び設備の概要</p> <p>5 個人である場合には、本籍（外国人にあつては国籍。以下同じ。）及び生年月日</p> <p>6 法人である場合には、代表者の氏名、住所、本籍及び生年月日</p> <p>7 営業所における業務の実施を統括管理する者（当該営業を営む者を除く。）の氏名、住所、本籍及び生年月日</p> <p>8 営業を開始しようとする年月日</p>	<p>書を提出して現に当該届出書に係る営業を営んでいる者が、当該届出書を提出した公安委員会の管轄区域内において当該営業と同一の店舗型性風俗特殊営業の種別の店舗型性風俗特殊営業を営もうとする場合における届出書については、(4)又は(5)に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 営業の方法を記載した書類</p> <p>(2) 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類</p> <p>(3) 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図</p> <p>(4) 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し</p> <p>(5) 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し</p> <p>(6) 法第27条第1項第5号の営業所における業務の実施を統括管理する者に係る住民票の写し</p>
<p>(2) 廃止及び変更の届出</p> <p>法第27条第2項、規則第42条並びに府令第8条及び第9条第2号</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所</p> <p>並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>2 営業所の名称及び所在地</p> <p>3 営業の種別</p> <p>4 廃止の場合は、廃止年月日及び廃止の事由</p> <p>5 変更の場合（営業の種</p>	<p>1 営業を廃止した場合における届出書</p> <p>法第27条第4項の規定により交付された書面</p> <p>2 届出事項に変更があつた場合における届出書 次に掲げる書類</p> <p>(1) 法第27条第4項の規定により交付された書面</p> <p>(2) 1号の1に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類</p>

		別、営業所の所在地を除く。)は、変更年月日、変更事項及び変更の事由	
(3) 標章除去申請 法第31条第2項及び第3項並びに規則第50条及び第51条	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 2 被処分者の氏名又は名称及び住所 3 処分に係る営業所の名称及び所在地 4 営業の種別 5 営業の停止の期間 6 申請理由	1 法第31条第2項の規定による申請の場合にあつては、次に掲げる書類 (1) 法第31条第2項第1号に掲げる事由がある場合において、法令の規定により行政庁の許可その他の処分を受けなければならないこととされている場合は、当該処分を受けたことを証明する書類 (2) 法第31条第2項第2号に掲げる事由がある場合において、建築基準法第15条第1項の規定により届出をしなければならないときは、当該届出をしたことを証明する書類 (3) 法第31条第2項第3号に掲げる事由がある場合において、建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けなければならないこととされているときにあつては、当該確認を受けたことを証明する書類	2 法第31条第3項の規定による申請の場合にあつては、次に掲げる書類 (1) 住民票の写し (2) 標章除去申請者が法人である場合は、登記簿の謄本 (3) 申請に係る施設が不動産である場合には、登記簿の謄本 (4) 標章除去申請者が申請に係る施

			<p>設の使用について権原を有することを証明する書類</p> <p>(5) 処分の期間における施設の使用に関し、標章除去申請者と処分を受けた者との法律関係を明らかにする書類（当該期間において処分を受けた者に当該施設を使用させない旨を誓約する標章除去申請者の書面を含む。）</p>
3 無店舗型性風俗特殊営業			
(1) 開始の届出 法第31条の2第1項、規則第52条及び第54条並びに府令第12条	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>2 個人である場合には、本籍（外国人にあつては国籍。以下同じ。）及び生年月日</p> <p>3 法人である場合には、代表者の氏名、住所、本籍及び生年月日</p> <p>4 広告又は宣伝をする場合に使用する呼称（呼称が二つ以上ある場合は、それら全部の呼称）</p> <p>5 事務所の所在地</p> <p>6 無店舗型性風俗特殊営業の種別</p> <p>7 客の依頼を受ける方法</p> <p>8 客の依頼を受けるため</p>	<p>1 営業の方法を記載した書類</p> <p>2 営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所。4項1号の1の(2)及び6項1号の1の(2)において単に「事務所」という。）、受付所及び待機所の使用について権原を有することを疎明する書類</p> <p>3 法第2条第7項第1号の営業にあつては、事務所の平面図（事務所のない者が、その住所を事務所に代えて届出書を提出する場合には、当該営業の用に供される部分を特定したもの）</p> <p>4 法第2条第7項第1号の営業につき受付所を設ける場合には、受付所の平面図及び受付所の周囲の略図</p> <p>5 法第2条第7項第1号の営業につき待機所を設ける場合には、待機所の平面図</p> <p>6 営業を営もうとする者が個人である</p>	

	<p>の電話番号その他の連絡先</p> <p>9 法第2条第7項第1号の営業につき、受付所又は待機所を設ける場合にあっては、その旨及びこれらの所在地</p> <p>10 営業を開始しようとする年月日</p>	<p>7 ときは、住民票の写し</p> <p>7 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し</p>
<p>(2) 廃止及び変更の届出</p> <p>法第31条の2第2項、規則第53条並びに府令第12条第2号及び第3号</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>2 個人である場合には、本籍（外国人にあつては国籍。以下同じ。）及び生年月日</p> <p>3 法人である場合には、代表者の氏名、住所、本籍及び生年月日</p> <p>4 広告又は宣伝をする場合に使用する呼称（呼称が二つ以上ある場合は、それら全部の呼称）</p> <p>5 事務所の所在地</p> <p>6 営業の種別</p> <p>7 廃止の場合は、廃止年月日及び廃止の事由</p> <p>8 変更の場合（営業の種別を除く。）は、変更年月日、変更事項及び変更の事由</p>	<p>1 営業を廃止した場合における届出書 法第31条の2第4項の規定により交付された書面</p> <p>2 届出事項に変更があつた場合における届出書 次に掲げる書類</p> <p>(1) 法第31条の2第4項の規定により交付された書面</p> <p>(2) 1号の1から7に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類</p>

4 映像送信型性風俗 特殊営業		
(1) 開始の届出 法第31条の7第 1項、規則第58条 第1項及び第60条 並びに府令第13 条第1号	1 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 2 個人である場合には、 本籍（外国人にあつては 国籍。以下同じ。）及び 生年月日 3 法人である場合には、 代表者の氏名、住所、本 籍及び生年月日 4 広告又は宣伝をする場 合に使用する呼称 5 事務所の所在地 6 映像伝達用設備を識別 するための電話番号等 7 自動公衆送信装置の設 置者の氏名又は名称及 び住所 8 営業を開始しようとする 年月日	次に掲げる書類（法第31条の7第1項の 届出書を提出して現に当該届出書に係る 営業を営んでいる者が、他の映像送信型 性風俗特殊営業について同項の届出書を 同一の公安委員会に提出して当該営業を 営もうとする場合における届出書につい ては、(3)又は(4)に掲げるものを除く。） (1) 営業の方法を記載した書類 (2) 事務所の使用について権原を有す ることを疎明する書類 (3) 営業を営もうとする者が個人であ るときは、住民票の写し (4) 営業を営もうとする者が法人であ るときは、定款、登記事項証明書及び 役員に係る住民票の写し
(2) 廃止及び変更 の届出 法第31条の7第 2項、規則第59条 第1項並びに府令 第13条第2号及び 第3号	1 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 2 広告又は宣伝をする場 合に使用する呼称 3 事務所の所在地 4 営業の種別 5 廃止の場合は、廃止年	1 営業を廃止した場合における届出書 法第31条の7第2項において準用する 法第31条の2第4項の規定により交付 された書面 2 届出事項に変更があつた場合におけ る届出書 次に掲げる書類 (1) 法第31条の7第2項において準用 する法第31条の2第4項の規定によ

		月日及び廃止の事由	り交付された書面
	6	変更の場合は、変更年月日、変更事項及び変更の事由	(2) 1号の1に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類
5	店舗型電話異性紹介営業		
(1)	開始の届出 法第31条の12 第1項、規則第63 条及び第65条並 びに府令第14条	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 2 営業所の名称及び所在地 3 営業の方法 4 法第31条の13第3項の規定により講ずる措置の内容 5 営業所の構造及び設備（法第2条第9項に規定する電気通信設備を含む。）の概要 6 個人である場合には本籍及び生年月日 7 法人である場合には、代表者の氏名、住所、本籍及び生年月日 8 営業所における業務の実施を統括管理する者（当該営業を営む者を除く。）の氏名、住所、本籍及び生年月日 9 営業を開始しようとする	次に掲げる書類（法第27条第1項の届出書を提出して現に当該届出書に係る営業を営んでいる者が、当該届出書を提出した公安委員会の管轄区域内において当該営業と同一の店舗型性風俗特殊営業の種別の店舗型性風俗特殊営業を営もうとする場合における届出書については、(4)又は(5)に掲げるものを除く。） (1) 営業の方法を記載した書類 (2) 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類 (3) 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図 (4) 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し (5) 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し (6) 法第3条の12第1項第5号の営業所における業務の実施を統括管理する者に係る住民票の写し

	る年月日	
(2) 廃止及び変更の届出 法第31条の12第2項、規則第64条及び府令第14条	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	1 営業を廃止した場合における届出書 法第31条の12第2項において準用する法第27条第4項の規定により交付された書面
	2 営業所の名称及び所在地	2 届出事項に変更があつた場合における届出書 次に掲げる書類
	3 営業の種別	(1) 法第31条の12第2項において準用する法第27条第4項の規定により交付された書面
	4 廃止の場合は、廃止年月日及び廃止の事由	(2) 1号の1に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類
	5 変更の場合は、変更年月日、変更事項及び変更の事由	
(3) 標章除去申請 法第31条の16第2項及び第3項並びに規則第68条第3項	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	1 法第31条の16第2項の規定による申請の場合にあつては、次に掲げる書類
	2 被処分者の氏名又は名称及び住所	(1) 法第31条の16第2項第1号に掲げる事由がある場合において、法令の規定により行政庁の許可その他の処分を受けなければならないこととされている場合は、当該処分を受けたことを証明する書類
	3 処分に係る営業所の名称及び所在地	(2) 法第31条の16第2項第2号に掲げる事由がある場合において、建築基準法第15条第1項の規定により届出をしなければならないときは、当該届出をしたことを証明する書類
	4 営業の種別	(3) 法第31条の16第2項第3号に掲げる事由がある場合において、建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けなければならないこととされているときにあつては、当該確認を受けたことを証明する書類
	5 営業の停止の期間	
	6 申請理由	

			<p>2 法第31条の16第3項の規定による申請の場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>(1) 住民票の写し</p> <p>(2) 標章除去申請者が法人である場合は、登記簿の謄本</p> <p>(3) 申請に係る施設が不動産である場合には、登記簿の謄本</p> <p>(4) 標章除去申請者が申請に係る施設の使用について権原を有することを証明する書類</p> <p>(5) 処分の期間における施設の使用に関し、標章除去申請者と処分を受けた者との法律関係を明らかにする書類（当該期間において処分を受けた者に当該施設を使用させない旨を誓約する標章除去申請者の書面を含む。）</p>
6	無店舗型電話異性紹介営業		
	<p>(1) 開始の届出 法第31条の17第1項、規則第69条及び府令第16条</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>2 広告又は宣伝をする場合に使用する呼称（呼称が二つ以上ある場合は、それら全部の呼称）</p> <p>3 事務所の所在地</p> <p>4 法第2条第10項に規定する電気通信設備の概要</p>	<p>1 営業の方法を記載した書類</p> <p>2 事務所の使用について権原を有することを疎明する書類</p> <p>3 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し</p> <p>4 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し</p>

	<p>5 個人である場合には本籍及び生年月日</p> <p>6 法人である場合には、代表者の氏名、住所、本籍及び生年月日</p> <p>7 営業を開始しようとする年月日</p>	
<p>(2) 廃止及び変更の届出</p> <p>法第31条の17第2項、規則第53条及び府令第16条</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>2 広告又は宣伝をする場合に使用する呼称</p> <p>3 事務所の所在地</p> <p>4 営業の種別</p> <p>5 廃止の場合は、廃止年月日及び廃止の事由</p> <p>6 変更の場合は、変更年月日、変更事項及び変更の事由</p>	<p>1 営業を廃止した場合における届出書</p> <p>法第31条の17第2項において準用する法第31条の2第4項の規定により交付された書面</p> <p>2 届出事項に変更があつた場合における届出書 次に掲げる書類</p> <p>(1) 法第31条の17第2項において準用する法第31条の2第4項の規定により交付された書面</p> <p>(2) 1号の1から4に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類</p>
<p>7 深夜酒類提供飲食店営業</p>		
<p>(1) 開始の届出</p> <p>法第33条第1項及び第3項、規則第103条並びに府令第24条第1号</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>2 営業所の名称及び所在地</p> <p>3 営業所の構造及び設備の概要</p>	<p>営業を営もうとする場合における届出書</p> <p>次に掲げる書類(法第33条第1項の届出書を提出して現に当該届出書に係る営業を営んでいる者が、当該届出書を提出した公安委員会の管轄区域内において他の酒類提供飲食店営業を深夜において営もうとする場合における届出書については、(3)又は(4)に掲げるものを除く。)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 営業の方法を記載した書類 (2) 営業所の平面図 (3) 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し (4) 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し
(2) 廃止及び変更の届出 法第33条第2項及び第3項、規則第104条並びに府令第22条及び第24条第2号	<ul style="list-style-type: none"> 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 2 営業所の名称及び所在地 3 営業の種別 4 廃止の場合は、廃止年月日及び廃止の事由 5 変更の場合は、変更年月日、変更事項及び変更の事由 	前号の1に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類
8 風俗営業団体の届出 法第44条第1項並びに府令第27条及び第28条	<ul style="list-style-type: none"> 1 名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 2 目的及び事業 3 成立の年月日 4 団体を組織する者の氏名及び住所（その者が団体である場合にあつては、当該団体の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） 5 法人である場合には、法人の設立の許可又は 	<ul style="list-style-type: none"> 1 届出の日の属する事業年度の直前の事業年度末における財産目録及び貸借対照表 2 届出の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 3 役員略歴を記載した書面 4 法人にあつては、登記簿の謄本 5 法人以外の団体にあつては、規約 6 団体を組織する者のうち風俗営業業者である者の数（その者が団体である場合にあつては当該団体を組織する者の数及び当該者のうち風俗営業業者である

	認可を受けた年月日、定 款並びに役員の氏名及 び住所	者の数) を記載した書面 7 その他関係書類
--	----------------------------------	---------------------------

2 古物営業

種別及び根拠法令	記載事項	添付書類
1 古物商、古物市場主		
(1) 許可申請 古物営業法(以下 この表において 「法」という。)第 5条第1項及び古物 営業法施行規則(以 下この表において 「規則」という。) 第1条の3	1 氏名又は名称及び住 所又は居所並びに法人 にあつては、その代表 者の氏名 2 主たる営業所又は古 物市場その他の営業所 又は古物市場の名称及 び所在地 3 営業所又は古物市場 ごとに取り扱おうとす る古物の区分 4 管理者の氏名及び住 所 5 古物商を営もうとす る者にあつては、行商 (仮設店舗を含む。) をしようとする者であ るかどうかの別 6 古物商を営もうとす る者にあつては、その 営業の方法として、電 気通信回線に接続して 行う自動公衆送信によ り公衆の閲覧に供する	1 申請者が個人である場合には、次に 掲げる書類 (1) 最近5年間の略歴を記載した書 面及び住民票の写し (2) 法第4条第1号から第9号までに 掲げる者のいずれにも該当しない ことを誓約する書面 (3) 民法の一部を改正する法律(平 成11年法律第149号)附則第3条第 3項の規定により従前の例による こととされる準禁治産者又は破産 手続開始の決定を受けて復権を得 ない者に該当しない旨の市町村 (特別区を含む。)の長の証明書 (4) 未成年者で古物営業を営むこと に関し法定代理人の許可を受けて いる者にあつては、法定代理人の 氏名及び住所(法定代理人が法人 である場合においては、その名称 及び住所並びに代表者の氏名)を 記載した書面並びに当該許可を受 けていることを証する書面(古物 商又は古物市場主の相続人である 未成年者で古物営業を営むことに

		<p>方法を用いるかどうかの別、送信元識別符号</p> <p>7 法人にあつては、その役員の氏名及び住所</p>	<p>関し法定代理人の許可を受けていない者にあつては、被相続人の氏名及び住所並びに古物営業に係る営業所又は古物市場の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係る(1)から(3)までに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る2の(1)から(3)までに掲げる書類））</p> <p>2 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類</p> <p>(1) 定款及び登記事項証明書</p> <p>(2) 役員に係る1の(1)及び(3)に掲げる書類</p> <p>(3) 役員に係る法第4条第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>3 管理者に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) 1の(1)及び(3)に掲げる書類</p> <p>(2) 法第13条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>4 古物市場を営もうとする者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>(1) 古物市場ごとの規約</p> <p>(2) 古物市場に参集する主たる古物商の住所及び氏名を記載した名簿</p> <p>5 取り扱う古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その取引の申し込みを規則第2条の2に規定</p>
--	--	--	--

		する通信手段により受ける営業の方法を用いようとする者にあつては、送信元識別符号を使用する権限のあることを疎明する資料
(2) 許可証の再交付申請 法第5条第4項及び規則第4条第1項	1 許可の種類 2 許可証番号 3 許可年月日 4 氏名又は名称及び住所又は居所並びに代表者の氏名 5 再交付申請の理由	
(3) 変更の届出 法第7条及び規則第5条	1 許可の種類 2 許可証番号 3 許可年月日 4 氏名又は名称 5 法第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更予定年月日及び変更事項 6 法第5条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項に変更があつたときは、変更年月日及び変更事項	
(4) 許可証の返納 法第8条第1項、第3項及び規則第7条	1 許可の種類 2 許可証番号 3 許可年月日 4 氏名又は名称 5 返納理由の発生日	

	6 返納理由	
(5) 競り売りの届出		
1) 法第10条 第1項に規定 する方法による 競り売り 法第10条第1 項及び規則第8 条第1項	1 許可証番号 2 許可年月日 3 氏名又は名称 4 競り売りの日時 5 競り売りの場所	
2) 第10条第3項 に規定する 方法による 競り売り 法第10条第3 項及び規則第8 条第3項	1 許可証番号 2 許可年月日 3 氏名又は名称 4 送信元識別符号 5 競り売りの期間 6 通信手段の種類	
(6) 仮設店舗営業の 届出 法第14条第1項 ただし書き及び規 則第14条の2	1 許可証番号 2 許可年月日 3 氏名又は名称 4 日時及び場所	
(7) 帳簿等のき損等 の届出 法第18条第2項	1 許可の種類 2 許可証番号 3 許可年月日 4 氏名又は名称 5 き損、亡失、滅失等の 内容	
(8) 許可証の書換え 申請 法第7条第5項及 び規則第5条第9項	1 許可の種類 2 許可証番号 3 許可年月日 4 氏名又は名称	

	5 変更年月日及び変更事項	
--	---------------	--

3 質屋営業

種別及び根拠法令	記載事項	添付書類
1 質屋の許可申請 質屋営業法（以下この表において「法」という。）第2条第1項、質屋営業法施行規則（以下この表において「規則」という。）第1条、第2条、第3条及び質屋営業法施行規則の施行に伴う申請書等の様式に関する規程（以下この表において「規程」という。）第3条第1号	1 申請者の住所及び氏名（法人の場合はその名称及び主たる事務所の所在地）	1 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類（正副2通） (1) 履歴書及び住民票の写し (2) 法第3条第1項第4号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面 (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
	2 未成年者法定代理人（営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人をいう。以下この表において「同じ。」がある場合は、その連署（法人の場合は、その代表者の連署）	2 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類（正副2通） (1) 定款及び登記事項証明書 (2) 代表者その他業務を行う役員に係る1の(1)から(3)までに掲げる書類
	3 申請者の本籍及び生年月日（法人の場合はその代表者その他業務を行う役員住所、氏名及び生年月日）	3 管理者を定めるときは、当該管理者に係る1の(1)及び(3)に掲げる書類並びに法第3条第1項第9号ロに掲げる者に該当しないことを誓約する書面（正副2通）
	4 営業所の名称及び所在地	4 未成年者法定代理人のあるときは、当該法定代理人に係る1の(1)及び(2)に掲げる書類（法人の場合は、2の(1)及び代表者その他業務を行う役員に係る1の(1)及び(2)に掲げる書類）（正副2通）
	5 管理者を定めるときは、その住所、氏名及び生年月日	5 質物保管設備（昭和27年鳥取県公安委員会告示第1号。以下同じ。）の構造概要書及び図面（正副2通）
	6 法定代理人のあるとき は、その住所、氏名及び生年月日（法人の場合は、その名称及び主たる事務所所在地並びにその代	6 営業所を譲り受け、又は相続して申請する場合は、譲渡人の承諾書又は相続を

	<p>表者その他業務を行う従業員の住所、氏名及び生年月日)</p> <p>7 公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合においては、質物の保管設備の構造の概要</p>	<p>証明する書類 (正副2通)</p>
<p>2 営業所の移転許可申請</p> <p>法第4条第1項、規則第4条及び規程第3条第2号</p>	<p>1 申請者の住所及び氏名 (法人の場合はその名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>2 未成年者法定代理人がある場合は、その連署 (法人の場合は、その代表者の連署)</p> <p>3 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>4 営業所の移転場所及び移転の事由</p>	<p>1 許可証を添える。</p> <p>2 質物保管設備の構造概要書及びその図面 (正副2通)</p>
<p>3 管理者の新設又は変更許可申請</p> <p>法第4条第1項、規則第5条及び規程第3条第3号</p>	<p>1 申請者の住所及び氏名 (法人の場合はその名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>2 未成年者法定代理人がある場合は、その連署 (法人の場合は、その代表者の連署)</p> <p>3 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>4 新設又は変更しようとする</p>	<p>1 許可証を添える。</p> <p>2 新たに管理者にしようとする者に係る1質屋の許可申請の項添付書類の欄 (以下「1の項」という。) の1の(1)及び(3)に掲げる書類並びに法第3条第1項第9号ロに掲げる者に該当しないことを誓約する書面 (正副2通)</p>

	する管理者の本籍、住所、 氏名、生年月日及び事由	
4 休業（営業の再開）の届出 法第4条第2項、 規則第7条	<p>1 申請者の住所及び氏名 （法人の場合はその名称 及び主たる事務所の所在地）</p> <p>2 未成年者法定代理人がある場合は、その連署（法人の場合は、その代表者の連署）</p> <p>3 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>4 休業をする場合は、休業（延長）の事由</p> <p>5 営業を再開する場合は、営業を再開する年月日</p>	許可証を添える。
5 営業内容の変更の届出 法第4条第2項、 規則第8条及び規程第3条第5号	<p>1 申請者の住所及び氏名 （法人の場合はその名称 及び主たる事務所の所在地）</p> <p>2 未成年者法定代理人がある場合は、その連署（法人の場合は、その代表者の連署）</p> <p>3 法定代理人の異動若しくは新たな選任又はその住所若しくは氏名（法人の場合は、その主たる事務所の所在地若しくは名称）</p> <p>4 質屋又はその法定代理</p>	<p>1 許可証を添える。</p> <p>2 未成年者法定代理人の異動又は新たな選任の場合においては、新たに就任する者に係る1の項の1の(1)及び(2)に掲げる書類（法人の場合は、1の項の2の(1)及び代表者その他業務を行う役員に係る1の項の1の(1)及び(2)に掲げる書類）</p> <p>3 質屋である法人の代表者その他業務を行う役員の異動の場合においては、新たに就任する者に係る1の項の1の(1)から(3)に掲げる書類</p> <p>4 未成年者法定代理人である法人の代表者その他業務を行う役員の異動の場合においては、新たに就任する者に係る1の項の1の(1)及び(2)に掲げる書類</p>

	<p>人が法人の場合は、代表者その他業務を行う役員の異動又はその住所若しくは氏名</p> <p>5 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>6 届出事実の生じた年月日、内容及び事由</p>	
<p>6 質物保管設備の変更の届出</p> <p>規則第9条及び規則第3条第6号</p>	<p>1 申請者の住所及び氏名（法人の場合はその名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>2 未成年者法定代理人がある場合は、その連署（法人の場合は、その代表者の連署）</p> <p>3 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>4 工事着手（完了）予定年月日</p>	<p>1 許可証を添える。</p> <p>2 変更しようとする部分の構造概要書及び図面（正副2通）</p>
<p>7 許可証の書換え申請</p> <p>法第8条第2項、規則第12条及び規程第3条第7号</p>	<p>1 申請者の住所及び氏名（法人の場合はその名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>2 未成年者法定代理人がある場合は、その連署（法人の場合は、その代表者の連署）</p> <p>3 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>4 申請の事由</p>	<p>許可証を添える。</p>

<p>8 許可証の再交付申請</p> <p>法第8条第4項、規則第14条及び規程第3条第8号</p>	<p>1 申請者の住所及び氏名 (法人の場合はその名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>2 未成年者法定代理人がある場合は、その連署(法人の場合は、その代表者の連署)</p> <p>3 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>4 営業所の名称及び所在地</p> <p>5 申請の理由</p>	<p>き損の場合は、き損した許可証を添える。</p>
<p>9 許可証の亡失及び盗難の届出</p> <p>法第8条第3項、規則第13条及び規程第3条第9号</p>	<p>1 申請者の住所及び氏名 (法人の場合はその名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>2 未成年者法定代理人がある場合は、その連署(法人の場合は、その代表者の連署)</p> <p>3 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>4 営業所の名称及び所在地</p> <p>5 亡失又は盗難の日時、場所</p>	
<p>10 許可証の返納届出</p> <p>法第9条、規則第14条の2及び規程</p>	<p>1 申請者の住所及び氏名 (法人の場合はその名称及び主たる事務所の所在地)</p>	

<p>第3条第10号</p>	<p>2 未成年者法定代理人がある場合は、その連署(法人の場合は、その代表者の連署)</p> <p>3 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>4 営業所の名称及び所在地</p> <p>5 返納理由及び返納理由の発生年月日</p> <p>6 廃業又は許可を取り消された場合にあっては、質契約を終了させるために必要な行為が完了する期限</p> <p>7 死亡した場合又は法人である場合において合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、質契約を終了させるために必要な行為をする者の住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該行為が完了する期限</p>	
<p>11 質物台帳(質取引人名簿)のき損、亡失又は盗難の届出</p> <p>法第14条第2項</p>	<p>1 申請者の住所及び氏名(法人の場合はその名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>2 未成年者法定代理人が</p>	

<p>及び規程第3条第12号</p>	<p>ある場合は、その連署(法人の場合は、その代表者の連署)</p> <p>3 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>4 亡失又は盗難の日時、場所</p>	
<p>12 質契約終了行為者の承認申請 法第28条第3項第1号及び規程第3条第13号</p>	<p>1 申請者の本籍、住所、氏名及び生年月日</p> <p>2 未成年者法定代理人がある場合は、その連署(法人の場合は、その代表者の連署)</p> <p>3 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>4 営業者の死亡年月日</p> <p>5 質契約を終了させるために必要な行為をしようとする相続人の本籍、住所、氏名、生年月日</p>	<p>許可証を添える。</p>
<p>13 質契約終了行為場所の承認申請 法第28条第5項及び規程第3条第14号</p>	<p>1 申請者の本籍、住所、氏名及び生年月日</p> <p>2 未成年者法定代理人がある場合は、その連署(法人の場合は、その代表者の連署)</p> <p>3 許可証の番号及び交付年月日</p> <p>4 旧営業所以外の場所で質契約を終了させるために必要な行為をしようとする</p>	<p>許可証を添える。</p>

	<p>するときは、その場所及び事由</p>	
--	-----------------------	--

別表第3（第3条関係）

申請事項等調査基準（署長又は派出所長）

1 風俗営業等

申請事項等	調査事項
1 風俗営業又は特定遊興飲食店営業	
(1) 許可申請	<p>1 申請事項の内容及び添付書類は適正であるか。</p> <p>2 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この表において「法」という。）第4条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）各号に掲げる事項に該当していないか。</p> <p>3 申請者は、法第11条（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定を侵すおそれはないか。</p> <p>4 管理者は、法第24条第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）に掲げる事項に該当していないか。</p> <p>5 管理者は、2以上の営業所の管理者を兼務している者ではないか。ただし、公安委員会の承認を受けたときは、専任の管理者を置くことを要しない。</p> <p>6 遊技設備（法第2条第1項第5号の営業に限る。）は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下この表において「規則」という。）第3条に定める遊技設備に該当するか。</p> <p>7 営業所の構造又は設備は、規則第7条及び第31条又は第75条及び第96条に掲げる事項に該当するか。</p> <p>8 遊技機（法第4条第4項の営業に限る。）は、規則第8条の基準に該当していないか。</p> <p>9 遊技場（法第2条第1項第4号の営業に限る。）にあつては、規則第36条に掲げる遊技料金、賞品の提供方法及び最高額（まあじやん屋にあつては遊技料金）の基準に適合しているか。</p>

	<p>10 営業所の位置は、風俗営業にあつては風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（以下この表において「条例」という。）第3条第1項に掲げる地域に該当していないか、特定遊興飲食店営業にあつては条例第13条第1項に規定する地域に該当しているか。</p> <p>11 営業所の構造は、条例第5条に掲げる数値以上の騒音及び振動を生じさせるものではないか。</p> <p>12 営業所又はその付帯施設で、店舗型性風俗特殊営業を営んでいないか。</p> <p>13 調査事項が管轄外にあるときは、所轄警察署長に照会し、回答を得て調査すること。</p>
(2) 相続承認申請	<p>1 1号の1及び2に同じ。</p> <p>2 相続承認申請は、法第7条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の期間内に行われているか。</p>
(3) 合併の承認申請	<p>1 1号の1に同じ。</p> <p>2 申請は、合併する法人の連名により行われているか。</p> <p>3 役員就任予定者は、法第4条第1項第1号から第7号の2まで（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）に掲げる事項に該当していないか。</p>
(4) 分割の承認申請	<p>1 1号の1に同じ。</p> <p>2 吸収分割の場合の申請は、風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人と風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継する法人の連名により行われているか。</p> <p>3 3号の3に同じ。</p>
(5) 変更承認申請	<p>1 1号の1に同じ。</p> <p>2 1号の6から8に同じ。</p> <p>3 1号の10から12に同じ。</p>
(6) 特例風俗営業者等の認定申請	<p>1 1号の1に同じ。</p> <p>2 当該風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可（相続、法人の合併又は法人の分割の承認を受けて営む風俗営業又は特定遊興飲食店営業にあつては、当該承認）を受けてから10年以上経過しているか。</p>

	3 過去10年以内にこの法律に基づく処分（指示を含む。）を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないか。
	4 過去10年以内に法第24条第5項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないか。
	5 過去10年以内に法第24条第7項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に違反したことがないか。
(7) 遊技機の認定申請	1 1号の1に同じ。 2 遊技機と申請書及び添付書類が同一性を有するか。
(8) 管理者の兼任の承認申請	1 申請事項の内容は適正であるか。 2 管理者が、2以上の営業所を同時に統括管理し、業務を適正に行うことができるか。
2 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型性風俗特殊営業（受付所営業に限る。）の開始及び変更の届出	1 届出書の内容及び添付書類は適正であるか。 2 法第28条第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第8条、第9条又は第11条で定める禁止区域等に該当していないか。 3 届出期日前に営業をしていないか。 4 届出期日に遅れていないか。
3 無店舗型性風俗特殊営業（受付所営業を除く。）、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業の開始及び変更の届出	1 届出書の内容及び添付書類は適正であるか。 2 届出期日前に営業をしていないか。 3 届出期日に遅れていないか。
4 店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業に係る標章除去申請	1 申請事項の内容及び添付書類は適正であるか。 2 標章は破壊又は汚損していないか。

2 古物営業

申請事項等	調査事項
1 古物商の許可申請	<p>1 申請事項の内容及び添付書類は適正であるか。</p> <p>2 申請者は、古物営業法（以下この表において「法」という。）第4条各号に掲げる事項に該当していないか。</p> <p>3 取り扱う古物の種類は、古物営業法施行規則（以下この表において「規則」という。）第2条各号に掲げる事項に該当しているか。</p> <p>4 管理者は、法第13条第2項各号に掲げる事項に該当していないか。</p> <p>5 調査事項が管轄区域外であるときは、所轄警察署に照会し、回答を得て調査すること。</p>
2 古物市場主の許可申請	<p>1 前項の1～5に同じ。</p> <p>2 市場の規約及び名簿が適合しているか。</p>
3 古物競りあつせん業者の認定申請・外国古物競りあつせん業者の認定申請	<p>1 申請事項の内容及び添付書類は適正であるか。</p> <p>2 営業を開始した日から2週間経過しているか。</p> <p>3 刑法第2編第36章から第39章まで若しくは法又はこれらに相当する外国の法令に規定する罪を犯して罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して5年を経過しているか。</p> <p>4 法第23条若しくは法第24条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による処分を受け、当該処分の日から起算し5年を経過しているか（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る聴聞の期日若しくは場所が公示された日若しくは弁明の機会の付与の通知がなされた日又はこれに相当する外国の法令の規定に基づく手続が行われた日前60日以内に当該法人の業務を行う役員であつた者で当該処分の日から起算して5年を経過していること。）。</p> <p>5 法第24条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日若しくは当該取消ししないことを決定する日までの間又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく手続に係る期間内に法第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由があ</p>

	<p>る者を除く。)又はこれに相当する外国の法令の規定に基づく手続を行つた者で、当該返納の日又は当該手続を行つた日から起算して5年を経過しているか。</p> <p>6 規則第19条の10第1項又は第19条の14第1項の規定により認定を取り消され、当該取消の日から起算して2年を経過しているか(認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日又は場所が公示された日前60日以内に当該法人の業務を行う役員であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過していること。)</p> <p>7 法人でその業務を行う役員のうち上記3から6のいずれかに該当する者がいないこと。</p>
--	---

3 質屋営業

申請事項等	調査事項
1 質屋の許可申請	<p>1 申請事項の内容及び添付書類は適正であるか。</p> <p>2 申請者(法人にあつては、代表者および業務を行う役員。以下「申請者等」という。)は、質屋営業法(以下この表において「法」という。)第3条第1項各号に掲げる事項に該当していないか。</p> <p>3 保管設備が、質物保管設備の基準に適合しているか。</p> <p>4 管理者は法第3条第1項第9号に掲げる事項に該当していないか。</p> <p>5 申請者等は、法第6条の規定を侵すおそれはないか。</p> <p>6 調査事項が管轄外にあるときは、所轄警察署長に照会し、回答を得て調査すること。</p>
2 質物の保管設備の変更の届出	<p>1 記載事項は、事実と相違していないか。</p> <p>2 変更しようとする部分は、質物保管設備の基準に適合しているか。</p>

別表第4 (第3条関係)

遊技機検定申請事項等点検調査基準(生活安全企画課長)

申請書は、所定の様式のものに申請者が作成して契印したものであり、次に掲げる記載事項及び添付書類が具備しているか否かを点検調査すること。

風俗営業等

種別及び根拠法令	記載事項	添付書類
1 遊技機の検定申請	1 氏名又は名称及び住所	1 申請者が個人である場合にあつて

<p>遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（以下この表において「遊技機規則」という。） 第7条</p>	<p>並びに法人にあつては、その代表者の氏名 2 製造又は検査を行う事業所の所在地 3 型式の概要</p>	<p>は、次に掲げる書類 (1) 住民票の写し (2) 遊技機規則第11条第2項の規定により検定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者に該当しないことを誓約する書面 2 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類 (1) 定款及び登記事項証明書 (2) 前記1(2)に掲げる書面 (3) 役員に係る前記1(1)及び(2)に掲げる書類 3 申請者が製造業者（外国において本邦に輸出する遊技機を製造する者を含む。）である場合にあつては、次に掲げる書類又は遊技機規則第7条の2第3項に規定する確認証明書の写し（交付の日から起算して3年を経過していないものに限る。） (1) 遊技機規則別表第8の上欄に掲げる遊技機の種類の区分に応じ、同表の下欄に掲げる製造設備又はこれと同等の機能を有する製造設備の概要及びその製造能力を記載した書面 (2) 遊技機規則別表第9の上欄に掲げる遊技機の種類の区分に応じ、同表の下欄に掲げる検査設備又はこれと同等の機能を有する検査設備の概要及びその検査能力</p>
---	---	---

		<p>を記載した書面</p> <p>(3) (1)の製造設備及び(2)の検査設備を設置する事業所の平面図</p> <p>(4) 遊技機の製造、検査及び保管の方法の概要を記載した書面</p> <p>(5) (1)の製造設備、(2)の検査設備及び(3)の事業所の写真並びに(4)の製造、検査及び保管の方法を示す写真</p> <p>(6) 申請者が同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有することにつき適正に判断することができるものとして公安委員会が認める者の意見を記載した書類</p> <p>4 申請者が輸入業者である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>(1) 本邦に輸入する遊技機の製造業者に係る前記3(1)から(5)に掲げる書類</p> <p>(2) 前記3(2)に掲げる書面</p> <p>(3) 前記3(2)の検査設備を設置する事業所の平面図</p> <p>(4) 遊技機の検査及び保管の方法の概要を記載した書面</p> <p>(5) 前記3(2)の検査設備及び(3)の事業所の写真並びに(4)の検査及び保管の方法を示す写真</p> <p>(6) 申請者が同一の型式に属する遊技機を輸入する者であることにつき適正に判断することがで</p>
--	--	---

		<p>きるものとして公安委員会が認める者の意見を記載した書類</p> <p>5 指定試験機関が実施する型式試験を受けた型式について検定を受けようとする場合は、遊技機規則第15条第5項の規定に基づいて交付を受けた型式試験の結果を記載した書類（交付を受けた日から起算して3年を経過していないものに限る。）</p> <p>6 前記5に規定する型式以外の型式について検定を受けようとする場合にあつては、検定申請書に係る型式に属する遊技機につき次に掲げる書類</p> <p>(1) 遊技機の諸元表</p> <p>(2) 遊技機の構造図、回路図及び動作原理図</p> <p>(3) 遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類</p> <p>(4) 遊技機の写真</p> <p>(5) 遊技機の取扱説明書</p> <p>7 5台の試験用の遊技機（製造又は輸入の日から起算して3月を経過した遊技機以外のものに限る。）を添えて提出するものとする。ただし、前記5に規定する場合は、この限りでない。</p>
<p>2 遊技機製造業者の確認申請</p> <p>遊技機規則第7条の2</p>	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>1号の3(1)から(6)に掲げる書類</p>

	2 製造又は検査を行う事業所の所在地	
	3 製造する遊技機の種類	

別表第5（第3条関係）

申請事項等処理要領（生活安全企画課長）

1 風俗営業等

取扱事項	処理要領
1 風俗営業又は特定遊興飲食店営業	
(1) 許可	<p>1 別表第3「申請事項等調査基準（署長）」（以下「調査基準」という。）の1の1(1)の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 台帳及び許可証を作成すること。</p> <p>(2) 許可したときは、その旨を警察署長（以下「署長」という。）に通知すること。</p> <p>(3) 決裁文書に代行処理年月日を記載するとともに署長に許可証を送付すること。</p> <p>3 公安委員会において、許可をしないことと決定したときは、その旨を署長に通知すること。</p>
(2) 相続の承認	<p>1 調査基準1の1(2)の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 相続を承認したときは、その旨を署長に通知すること。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、決裁文書に代行処理年月日を記載すること。</p> <p>3 公安委員会において、相続を承認しないことと決定したときは、その旨を署長に通知すること。</p>

(3) 合併の承認	<p>1 調査基準1の1(3)の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 合併を承認したときは、その旨を署長に通知すること。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、決裁文書に代行処理年月日を記載すること。</p> <p>3 公安委員会において、合併を承認しないことを決定したときは、その旨を署長に通知すること。</p>
(4) 分割の承認	<p>1 調査基準1の1(4)の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 分割を承認したときは、その旨を署長に通知すること。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、決裁文書に代行処理年月日を記載すること。</p> <p>3 公安委員会において、分割を承認しないことを決定したときは、その旨を署長に通知すること。</p>
(5) 変更承認	<p>1 調査基準1の1(5)の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 変更を承認したときは、その旨を署長に通知すること。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、決裁文書に代行処理年月日を記載すること。</p> <p>3 公安委員会において、変更を承認しないことを決定したときは、その旨を署長に通知すること。</p>
(6) 特例風俗営業者等の認定	<p>1 調査基準1の1(6)の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p>

	<p>(1) 認定台帳及び認定証を作成すること。</p> <p>(2) 認定をしたときは、その旨を署長に通知すること。</p> <p>(3) 台帳を整理のうえ、決裁文書に代行処理年月日を記載するとともに署長に認定証を送付すること。</p> <p>3 公安委員会において、認定をしないことを決定したときは、その旨を署長に通知すること。</p>
(7) 遊技機の認定	<p>1 調査基準1の1(7)の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下この表において「遊技機規則」という。)第2条第1項の規定に基づき、認定基準に適合するか否かを試験すること。</p> <p>3 試験の結果は、署長及び鳥取県遊技業防犯協力会(以下「県遊協」という。)に通知すること。</p> <p>4 調査の結果、認定したときは、署長に認定通知書を送付すること。</p> <p>5 公安委員会において、認定しないことを決定したときは、その旨を署長に通知すること。</p>
(8) 遊技機の検定	<p>1 申請事項の内容及び添付書類は適正であるか調査すること。</p> <p>2 遊技機規則第8条第1項の規定に基づき、検定基準に適合するか否かを試験すること。</p> <p>3 試験の結果は、県遊協に通知すること。</p>
(9) 管理者の兼任の承認	<p>1 調査基準1の1(8)の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 管理者の兼任を承認したときは、その旨を署長に通知すること。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、決裁文書に代行処理年月日を記載すること。</p> <p>3 公安委員会において、兼任を承認しないこと、又は承認を取り消すことを決定したときは、その旨を署長に通知すること。</p>

<p>2 性風俗特殊関連営業に係る届出確認書の交付</p>	<p>1 調査基準の1の2、3の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 台帳及び届出確認書を作成すること。</p> <p>(2) 決裁文書に代行処理年月日を記載するとともに署長に届出確認書を送付すること。</p> <p>3 公安委員会において、店舗型性風俗特殊営業（無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業を含む。）届出確認書を交付しないことと決定したときは、その旨を署長に通知すること。</p>
<p>3 店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業に係る標章除去</p>	<p>1 調査基準1の2の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 署長に標章を除去する旨を通知すること。</p> <p>(2) 決裁文書に代行処理年月日を記載すること。</p>

2 古物営業

取扱事項	処理要領
<p>1 古物商の許可</p>	<p>1 調査基準2の1の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 許可台帳及び営業所（市場）台帳を備え付けるとともに、許可証を作成すること。</p> <p>(2) 許可証を作成する場合は、許可証（裏）の異動事項欄に「許可 許可年月日 原許可公安委員会の名称」を記載し、印欄に公安委員会印を押印すること。</p> <p>(3) 外国人住民又は外国人住民が代表者である法人に係る許可証を作成する場合、許可を受けようとする者が、許可証（表）の氏名又は名称欄又は代表者の氏名欄に、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の15第1号に規定する通</p>

	<p>称の記載を希望するときは、当該申請の添付書類として提出を受けたその者の住民票の写しにより通称が確認できる場合に限り、氏名とともに括弧書きで通称を記載することができる。</p> <p>(4) 決裁文書に代行処理年月日を記載するとともに、署長に許可証を送付すること。</p> <p>(5) 当該許可に係る情報を警察庁情報管理システムの古物営業管理業務（以下この表において「古物システム」という。）に登録すること。</p>
2 古物市場主の許可	<p>1 調査基準2の2の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、前項の2に準じ処理すること。</p> <p>3 古物市場の規約について、原本を許可台帳とともに保管すること。</p>
3 変更の届出、許可証の書換え、競り売りの届出及び仮設店舗営業の届出	<p>1 警察署長から変更の届出、許可証の書換え、競り売りの届出及び仮設店舗営業の届出報告を受理したときは、台帳を整理するとともに、古物システムの登録データに誤りがないかどうか確認すること。</p> <p>2 古物システムにより、他の公安委員会から通報を受理したときは、台帳を整理すること。</p>
4 許可証の再交付	<p>警察署長から再交付報告を受理したときは、台帳を整理し、当該再交付に係る情報を古物システムに登録すること。</p>
5 許可証の返納	<p>1 警察署長から返納報告を受理したときは、台帳を整理するとともに、返納した古物商が古物営業法第5条第1項第6号の方法を用いる場合には、掲載内容を削除すること。</p> <p>2 当該返納に係る情報を古物システムに登録すること。その際、原許可公安委員会の管轄する都道府県に営業所が所在しない場合には、当該公安委員会に、遅滞なく返納に係る情報を連絡すること。</p>
6 送信元識別符号等の	<p>1 許可した古物商が古物営業法第5条第1項第6号に規定する方</p>

<p>供覧</p>	<p>法を用いる場合、公安委員会が行うインターネット上のホームページにおいて、ホームページ利用古物営業者一覧（様式第46号の2）により</p> <p>(1) 氏名又は名称</p> <p>(2) 許可した公安委員会の名称、許可証の番号</p> <p>(3) 送信元識別符号（以下この表において「法定掲載事項」という。）を掲示し、公衆の閲覧に供すること。</p> <p>2 警察署長から法定掲載事項の変更報告を受理したときは、当該変更に係る情報が古物システムに登録されていることを確認し、原許可公安委員会が鳥取県公安委員会の場合には、台帳を整理の上、遅滞なくその掲載内容を更新すること。</p> <p>3 営業所の変更等により古物商の営業所が原許可公安委員会の管轄する都道府県に所在しない場合には、当該公安委員会に、遅滞なく掲載内容の変更の旨を連絡すること。</p> <p>4 鳥取県公安委員会が原許可公安委員会として他の公安委員会から古物システムによる通報又は連絡を受理したときは、遅滞なくその掲載内容を更新すること。</p>
<p>7 古物競りあつせん業者の認定申請・外国古物競りあつせん業者の認定申請</p>	<p>1 別表第3申請事項等調査基準（署長）2の3の調査事項を具備しているか否か調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めたときは、次に掲げる要領により処理すること。</p> <p>(1) 認定通知書（様式第46号の3）を作成すること。</p> <p>(2) 認定した旨を署長に通知するとともに認定通知書を送付すること。</p> <p>3 公安委員会において、認定をしないことを決定したときは、次に掲げる要領により処理すること。</p> <p>(1) 不認定通知書（様式第46号の4）を作成する。</p>
<p>8 古物競りあつせん業者営業開始届出・古物競りあつせん業者変更届・認定古物あつせん</p>	<p>1 警察署長から営業開始又は変更報告を受理したときは、必要事項を警察庁担当課に報告するとともに、当該開始届出書又は変更届等を台帳とともに保管すること。</p> <p>2 他の公安委員会から変更等のあるものとして警察庁から警察</p>

<p>業者変更届・認定外国古物競りあつせん業者変更届</p>	<p>庁文書伝送システム等により送信を受けた場合には、台帳を整理するとともに、関係する警察署長に連絡すること。</p> <p>3 都道府県を異にして古物競りあつせん業者に係る営業の本拠となる事務所の所在地を変更したときの変更の届出を受理した場合には、変更前の営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する都道府県警察から、当該古物競りあつせん業者に係る申請書等その他の書類の送付を受け、台帳を作成し申請書等とともに保管すること。</p> <p>4 都道府県を異にして認定外国古物競りあつせん業者に係る連絡担当者の住所又は居所の変更の届出をした場合においても、同様に措置すること。</p>
--------------------------------	--

3 質屋営業

取扱事項	処理要領
<p>1 質屋営業の許可</p>	<p>1 調査基準3の1の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めたときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 台帳及び許可証を作成すること。</p> <p>(2) 決裁文書に代行処理年月日を記載するとともに、署長に許可証を送付すること。</p>
<p>2 質物保管設備の変更の届出</p>	<p>1 調査基準3の2の調査事項を具備しているか否かを調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めたときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 当該許可証の備考欄に所要事項を記載するとともに、公安委員会印を押すこと。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、決裁文書に代行処理年月日を記載するとともに、署長に許可証を送付すること。</p>

別表第6（第3条関係）

申請事項等処理要領（署長又は派出所長）

1 風俗営業等

取扱事項	処理要領
1 風俗営業又は特定遊興飲食店営業	
(1) 許可に伴う管理者証の作成及び交付	台帳に登載するとともに、申請者から提出を受けた管理者に係る写真2葉のうち1葉を用いて所定の様式による管理者証を作成し、許可証の交付に合わせて当該管理者証を申請者に交付すること。
(2) 許可証及び認定証（以下この表において「許可証等」という。）の再交付	<p>1 記載事項は、事実と相違していないか調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 許可証等を作成し、申請者に交付すること。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、副本に代行処理年月日を記載して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告すること。</p>
(3) 許可証の書換え	<p>1 記載事項は、事実と相違していないか調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 許可証を作成し、申請者に交付すること。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、副本に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>
(4) 許可証等の返納	<p>1 記載事項は、事実と相違していないか調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは台帳を整理のうえ、副本に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>
(5) 変更の届出	<p>1 次の事項について調査すること。</p> <p>(1) 記載事項は、事実と相違していないか。</p> <p>(2) 法人の代表者又はその役員が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この表において「法」という。）第4条第1項第1号から第9号まで（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）に掲げる事項に該当していないか。</p> <p>(3) 管理者が法第24条第2項（法第31条の23において準用する</p>

	<p>場合を含む。)に掲げる事項に該当していないか。</p> <p>(4) 営業所の構造、設備の変更は、軽微な変更に該当しているか。</p> <p>(5) 届出期間に遅れていないか。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 台帳を整理のうえ、副本に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p> <p>(2) 管理者に係る変更事項について、その変更が氏名、住所に関する場合は、管理者証の該当部分を書換え、管理者証裏面の「備考」欄にその旨及び変更年月日を記載して交付すること。</p> <p>(3) 新たに管理者を選任する変更届出の場合は、新たな管理者証を作成して交付すること。</p>
(6) 遊技機の検定合格印の押印	<p>法第4条第4項に規定する営業に用いる遊技機の新設又は増設、交替等の変更に際し、生活安全企画課長から新設又は変更を承認する旨の通知を受けたときは、当該遊技機と申請書添付の写真、構造図等を対照のうえ同一のときは、当該遊技機に検定合格印(様式第47号)を押すこと。</p>
2 店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業	<p>(1) 届出確認書の再交付</p> <p>1 記載事項は、事実と相違していないか調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 届出確認書を作成し、申請者に交付すること。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、副本に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p> <p>(2) 廃止届出</p> <p>1 次の事項について調査すること。</p> <p>(1) 記載事項は、事実と相違していないか。</p>

		<p>(2) 届出期日に遅れていないか。</p> <p>2 台帳を整理のうえ、副本に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>
3	無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業	
	(1) 届出確認書の再交付	<p>1 記載事項は、事実に相違していないか調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 届出確認書を作成し、申請者に交付すること。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、副本に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>
	(2) 廃止届出	<p>1 次の事項について調査すること。</p> <p>(1) 記載事項は、事実に相違していないか。</p> <p>(2) 届出期日に遅れていないか。</p> <p>2 台帳を整理のうえ、副本に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>
4	深夜酒類提供飲食店営業	
	(1) 開始の届出	<p>1 次の事項について調査すること。</p> <p>(1) 記載事項は、事実に相違していないか。</p> <p>(2) 届出期日前に営業を開始していないか。</p> <p>(3) 規則第99条及び第101条で定める営業所の技術上の基準を満たしているか。</p> <p>(4) 条例第14条で定める禁止地域に該当していないか。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは台帳を作成し、副本に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>
	(2) 廃止及び変更の	<p>1 次の事項について調査すること。</p>

	届出	<p>(1) 記載事項は、事実と相違していないか。</p> <p>(2) 届出期日に遅れていないか。</p> <p>(3) 条例第14条で定める禁止地域にある場合の構造、設備の変更にあつては、増築等に該当していないか。</p> <p>2 台帳を整理のうえ、副本に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>
5	風俗営業者の団体届	<p>1 次の事項について調査すること。</p> <p>(1) 記載事項は、事実と相違していないか。</p> <p>(2) 届出期日に遅れていないか。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、副本に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>

2 古物営業

取扱事項	処理要領
1 古物商及び古物市場主の許可	<p>1 古物商、古物市場主の申請を副申した警察署長は、許可となつた古物商、古物市場主の許可台帳及び営業所（市場）台帳を備え付けること。</p> <p>2 警察庁情報管理システムの古物営業管理業務（以下この表において「古物システム」という。）により通報を受けたその他の営業所又は古物市場（以下この表において「その他の営業所等」という。）の所在地の警察署長（以下この表において「所轄警察署長」という。）は、営業所（市場）台帳を備え付けること。</p>
2 変更の届出及び許可証の書換え	<p>1 次の事項について調査すること。</p> <p>(1) 記載事項は事実と相違していないか。</p> <p>(2) 法人の代表者及び役員にあつては古物営業法（以下この表において「法」という。）第4条各号に掲げる者に、管理者にあつては法第13条第2項各号に掲げる者にそれぞれ該当していないか。</p> <p>(3) 許可証の書換え申請の受理においては、主たる営業所又は古物市場（以下この表において「主たる営業所等」という。）を管轄しているか。</p>

	<p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 当該許可証（表）の所要の記載事項欄に斜線を引き、公安委員会印を押印して書換え事項を削除するとともに、許可証（裏）の異動事項欄に「書換え 削除した事項に代わる新たな事項」を、異動年月日欄に「変更事由が発生した年月日」を記載し、印欄に公安委員会印を押して申請者に交付すること。</p> <p>(2) 台帳を整理し、古物システムに当該変更に係る情報を登録の上、申請書等に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p> <p>3 古物システムにより変更内容の通報を受けた所轄警察署は、営業所（市場）台帳を整理すること</p> <p>4 主たる営業所等及びその他の営業等の名称及び所在地が変更する場合、当該変更日の前日までに当該変更に係る情報を古物システムに登録し、県内異動の場合には、当該警察署長へ許可台帳を送付すること。</p> <p>5 古物市場の規約を変更したときは、写しを作成し許可台帳とともに管理するとともに、原本を添付して本部長に報告すること。</p> <p>なお、原本は、主たる営業所等を管轄する都道府県警察が保管するので、他の都道府県に主たる営業所等が所在する場合には、生活安全部生活安全企画課に他の都道府県警察への送付を依頼すること。</p>
3 許可証の再交付	<p>1 次の事項について調査すること。</p> <p>(1) 再交付申請の受理において、主たる営業所等を管轄しているか。</p> <p>(2) 記載事項は、事実と相違していないか。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 再交付する許可証の許可証番号欄に原許可証番号を、交</p>

	<p>付年月日欄は許可証の再交年月日を記載すること。</p> <p>(2) 許可証（裏）の異動事項欄に「再交付 許可年月日 原許可公安委員会の名称」を、異動年月日欄に「再交付年月日」を記載し、公安委員会印を押印して申請者に交付すること。</p> <p>(3) 台帳を整理の上、申請書等に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>
4 許可証の返納	<p>1 次の事項について調査すること。</p> <p>(1) 返納届の受理において、主たる営業所等を管轄しているか。</p> <p>(2) 記載事項は、事実と相違していないか。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めたときは台帳を整理の上、申請書等に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>
5 競り売りの届出	<p>1 記載事項は、事実と相違していないか調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めたときは台帳を整理の上、申請書等に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p> <p>3 当該競り売りの日の前日までに当該競り売りに係る情報を古物システムに登録すること。</p>
6 仮設店舗営業の届出	<p>1 記載事項は事実と相違していないか調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めたときは申請書等に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p> <p>3 当該仮設店舗において古物営業を営む日の前日までに当該仮設店舗営業に係る情報を古物システムに登録すること。</p>
7 差止め	<p>法第21条の規定に基づき古物の保管を命ずる場合は、保管命令書（様式第48号）を交付するとともに、命令請書（様式第49号）を徴収して行うこと。</p>
8 古物競りあつせん業者 営業開始届出	<p>1 記載事項は、事実と相違していないか調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めたときは台帳を作成し、申請書等に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>
9 古物競りあつせん業者 廃止届・古物競りあつせん 業者変更届・認定古物	<p>1 記載事項は、事実と相違していないか調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めたときは台帳を整理の上、申請書等に代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>

競りあつせん業者変更 届・認定外国古物競りあ つせん業者廃止届・認定 外国古物競りあつせん 業者変更届	
---	--

3 質屋営業

取扱事項	処理要領
1 営業所の移転許可	1 次の事項について調査すること。 (1) 記載事項は事実に相違していないか。 (2) 質物保管設備の基準に適合しているか。 2 調査の結果、支障ないと認めるときは、次の要領により処理すること。 (1) 当該許可証の消除の箇所に朱線を施し、備考欄に所定事項を記載するとともに公安委員会印を押して申請者に交付すること。 (2) 台帳を整理のうえ、副本に許可証の番号及び代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。 (3) 他の警察署管内から営業所を移したのものについては、もとの営業所を管轄する署長に通知して台帳の送付を受け処理すること。
2 管理者の新設又は変更許可	1 次の事項について調査すること。 (1) 記載事項は事実に相違していないか。 (2) 管理者になろうとする者については、質屋営業法（以下この表において「法」という。）第3条第1項第9号に掲げる事項について該当していないか。 2 調査の結果、支障がないと認めるときは、前項2の(1)及び(2)に準じて処理すること。
3 休業（営業の再開）届、営業内容の変更届及び許可証の返納届	1 次の事項について調査すること。 (1) 記載事項は事実に相違していないか。 (2) 未成年者法定代理人の新たな選任の場合にあつては、法第3条第1項第1号から第4号まで、第7号及び第10号に掲げる

	<p>事項に該当していないか。</p> <p>(3) 法人の代表者その他業務を行う役員の新たな選任の場合にあつては、法第3条第1項第1号から第7号までに掲げる事項に該当していないか。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 休業届にあつては、当該休業期間中許可証は、その署で保管し、営業の再開届書の受理により許可証を返還すること。</p> <p>(2) 許可証返納届にあつては、返納事由が生じた日以前に成立した質契約があるときは、当該質契約を終了させるために必要な行為の完了を確認のうえ、副本に許可証の番号及び代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)のほか、1項2の(1)及び(2)に準じて処理すること。</p>
4 許可証の書換え	<p>1 記載事項は、事実と相違していないか調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 許可証を作成し、申請者に交付すること。</p> <p>(2) 台帳を整理のうえ、副本に許可証の番号及び代行処理年月日を記載して本部長に報告すること。</p>
5 許可証の再交付	<p>1 記載事項は、事実と相違していないか調査すること。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、前項2の(1)及び(2)に準じて処理すること。</p>
6 許可証又は帳簿の盗難等の届出	<p>その事実について調査し、盗難及び亡失については相当手配のうえ、速やかに本部長に報告すること。</p>
7 質置主の保護 (1) 質契約終了行為者の承認 (2) 質契約終了行為場所の承認	<p>1 次の事項について調査すること。</p> <p>(1) 申請者は、法第3条第1項第1号から第7号までに掲げる事項に該当していないか。</p> <p>(2) 申請者は、相続人のうち質契約終了行為をする者としての適否</p>

	<p>(3) 質契約終了行為をしようとする場所及び事由が、質置主の保護上支障がないか。</p> <p>2 調査の結果、支障がないと認めるときは、次の要領により処理すること。</p> <p>(1) 承認書（様式第50号）を作成し、申請者に交付すること。</p> <p>(2) 副本に許可証の番号及び代行処理年月日を記載し、許可証返納届とともに本部長に報告すること。</p>
8 差止	<p>法第23条の規定に基づき質物等の保管を命ずる場合は、保管命令書（様式第48号）を交付するとともに、命令請書（様式第49号）を徴収して行うこと。</p>

別表第7（第5条関係）

許可証等作成要領（生活安全企画課長又は署長若しくは派出所長）

1 許可証等の作成要領

- (1) 生活安全企画課長が作成する許可証等の番号は、生活安全企画課備付けの台帳の一連番号とすること。
- (2) 許可証等の盗難等による再交付の場合及び許可証の所定欄に余白がなくなつたときの書換えの場合は、許可証等の番号はもとの番号とし、許可証等の条件等欄又は異動事項欄に再交付及び書換えの旨を記載した上、公安委員会印を押印すること。
- (3) 新規許可証等の交付年月日は、許可証等を申請者に交付できる日を予定して記載し、再交付及び書換えのときは、もとの交付年月日を表示すること。ただし、古物営業の再交付の交付年月日は、再交付年月日を記載すること。
- (4) 外国の国籍を有する者で、日本名を有する者については、日本名こと外国名の例により記載すること。ただし、古物営業の外国の国籍を有する者の記載は、氏名とともに括弧書きで通称を記載すること。
- (5) 誤記等により記載事項を訂正するときは、消除の箇所に朱線を施し、公安委員会印を押すこと。

2 管理者証の作成要領

- (1) 署長が作成する管理者証の番号は、鳥取県警察の文書の取扱いに関する訓令（平成24年鳥取県警察本部訓令第15号）第19条第3号の規定に準じ当該警察署の略号を○で囲んだものを「第□号」の前に記載した上、当該警察署の台帳の一連番号とすること。

- (2) 管理者の写真下部と管理者証の台紙を公安委員会印（押出スタンプ）で契印すること。
- (3) 管理者が外国の国籍を有する者である場合には、前記1(4)の要領により記載すること。
- (4) 管理者証の紛失、盗難等による再交付の場合は、管理者証の番号はもとの番号とし、管理者証裏面の備考欄にその旨を記載すること。
- (5) 管理者証の記載事項に変更が生じ、当該管理者証の書換えを行う場合は、管理者証裏面の備考欄に変更の届出年月日、変更後の内容を記載したうえ、公安委員会印を押印すること。

様式第1号の2(第4条関係)

特定遊興飲食店営業関係手数料納付書	
鳥取県公安委員会 殿	年 月 日
住所 氏名	
鳥取県警察手数料条例に基づく手数料として、次のとおり納付します。	
種別	1 法第31条の22の特定遊興飲食店営業の許可申請 (1) 3月以内の期間の許可申請 (2) その他の許可申請 (3) 同時に複数の特定遊興飲食店営業について許可を受ける場合の許可申請 2 法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される特定遊興飲食店営業の許可申請 3 法第31条の23において準用する法第5条第4項の許可証の再交付申請 4 法第31条の23において準用する法第7条第1項の相続の承認申請 (1) 相続の承認申請 (2) 同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受ける場合の承認申請 5 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の合併の承認申請 (1) 合併の承認申請 (2) 同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受ける場合の承認申請 6 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の分割の承認申請 (1) 分割の承認申請 (2) 同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受ける場合の承認申請 7 法第31条の23において準用する法第9条第1項の構造又は設備の変更の承認申請 8 法第31条の23において準用する法第9条第4項の許可証の書換え申請 9 法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の特例特定遊興飲食店営業者の認定申請 (1) 特例特定遊興飲食店営業者の認定申請 (2) 同時に複数の特定遊興飲食店営業について認定を受ける場合の認定申請 10 法第31条の23において準用する法第10条の2第5項の認定証の再交付申請 11 法第31条の23において準用する法第24条第6項の管理者講習の受講
手数料額欄	手数料納付確認欄
¥	

注 該当事項に○を付すること。

様式第2号(第4条関係)

古物営業関係手数料納付書	
年 月 日	
鳥取県公安委員会 殿	
住所	
氏名	
鳥取県警察手数料条例に基づく手数料として、次のとおり納付します。	
種 別	1 古物営業許可申請手数料
	2 古物営業許可証再交付申請手数料
	3 古物営業許可証書換え申請手数料
	4 古物競りあっせん業者認定申請手数料
手数料額欄	手数料納付確認欄
¥	

注 該当事項に○を付すること。

様式第3号(第4条関係)

質屋営業関係手数料納付書	
年 月 日	
鳥取県公安委員会 殿	
住所	
氏名	
鳥取県警察手数料条例に基づく手数料として、次のとおり納付します。	
種 別	1 質屋営業許可申請手数料
	2 質屋の営業所の移転又は管理者の新設若しくは変更の許可申請手数料
	(1) 営業所の移転に係るもの
	(2) 管理者の新設又は変更に係るもの
3 質屋営業許可証の書換え申請手数料	
4 質屋営業許可証の再交付申請手数料	
手数料額欄	手数料納付確認欄
¥	

注 該当事項に○を付すること。

様式第4号(第5条、第8条関係)

発第 号
年 月 日

年 月 日 発第 号により 受領報告書 送付済	取扱者
-------------------------------	-----

警察署長 殿

鳥取県警察本部長

許可証等送付書

風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に関する許可証等を下記のとおり送付するので、本人に交付されたい。

なお、許可証等確認の上は、別紙受領書を折り返し生活安全企画課宛て送付されたい。

種別	区 分	許可番号	処理年月日	氏 名	手 数 料		
	新規・機替承認 施 変承認・認定・届出	第 号	・ ・		円		
	新規・機替承認 施 変承認・認定・届出	第 号	・ ・		円		
	新規・機替承認 施 変承認・認定・届出	第 号	・ ・		円		
	新規・機替承認 施 変承認・認定・届出	第 号	・ ・		円		
	新規・機替承認 施 変承認・認定・届出	第 号	・ ・		円		
	新規・機替承認 施 変承認・認定・届出	第 号	・ ・		円		
	新規・機替承認 施 変承認・認定・届出	第 号	・ ・		円		
	新規・機替承認 施 変承認・認定・届出	第 号	・ ・		円		
	新規・機替承認 施 変承認・認定・届出	第 号	・ ・		円		
	新規・機替承認 施 変承認・認定・届出	第 号	・ ・		円		
許 可 証 等 送 付 内	未 記 載 許 可 証 等	新 規	機 替 承 認	施 変 承 認	認 定	届 出	計

様式第5号(第5条、第8条関係)

第 号
年 月 日

鳥 取 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

許 可 証 等 受 領 書

年 月 日付け 第 号をもって送付を受けた_____
外____名 の 許可証等____枚を受領したので
報告する。

(注) この受領書は、警察署が警察本部から許可証等の送付を受けた都度、折り返し送付するものとする。

様式第6号(第6条関係)

風俗営業又は特定遊興飲食店営業許可台帳

受 理 年 月 日	受 理 番 号	許 可 年 月 日	許 可 番 号
年 月 日			
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	-----		
住 所	〒() () 局 番		
(ふりがな) 営 業 所 の 名 称	-----		
営 業 所 の 所 在 地	〒() () 局 番		
営 業 の 種 別	法第2条第1項第 号営業() 特定遊興飲食店営業		
(ふりがな) 管 理 者 の 氏 名	-----		
管 理 者 の 住 所	〒() () 局 番		
法 人 の 代 表 者 氏 名	法 人 の 代 表 者 の 住 所	変 更 年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
法 人 の 役 員 氏 名	法 人 の 役 員 の 住 所	変 更 年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
滅失により廃業した 風 俗 営 業 又 は 特 定 遊 興 飲 食 店 営 業	廃 止 の 事 由	廃 止 年 月 日	
現に許可等を受けて営む 風 俗 営 業 又 は 特 定 遊 興 飲 食 店 営 業	許可年月日	許可番号	
	営業所の名称 及び所在地		
特 例 風 俗 営 業 又 は 特 例 特 定 遊 興 飲 食 店 営 業 の 認 定 状 況	認 定 年 月 日	認 定 番 号	取 り 消 し 年 月 日

法人の役員氏名	法人の役員住所		変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
管理者の氏名	管理者住所	講習受講状況	選任・解任年月日
		年 月 日	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

様式第7号(第6条関係)

営業所の構造及び設備の概要台帳

法第2条第1項第1号から第3号までの営業又は特定遊興飲食店営業				
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造			
	建物内の営業所の位置			
	客室数	室	営業所の床面積	m ²
	客室の総床面積			m ²
	各客室の床面積			m ²
				m ²
	照明設備			
	音響設備			
	防音設備			
	その他			
兼業				
条件	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

様式第8号(第6条関係)

営業所の構造及び設備の概要台帳

法第2条第1項第4号の営業										
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造									
	建物内の営業所の位置									
	客室数		室	営業所の床面積		m ²				
	客室の総床面積	m ²	m ²			m ²				
			m ²			m ²				
	照明設備									
	音響設備									
	防音設備									
	遊技	まやんあじ	普通台		半自動台		全自動台		計	
			台		台		台		台	
遊技機	区分	ぱちんこ遊技機	回転式遊技機	アレンジボール遊技機	じゃん球遊技機	その他の遊技機		計		
		型式	型式	型式	型式	型式		型式		
		台数	台	台	台	台	台		台	
その他の遊技機										
その他										
兼業										
条件	年 月 日									
	年 月 日									
	年 月 日									

様式第9号(第6条関係)

営業所の構造及び設備の概要台帳

法第2条第1項第5号の営業					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	客室数		室	営業所の床面積	m ²
	客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²	m ²
	照明設備				
	音響設備				
	防音設備				
	の法第2条第1項第5号	区分	テーブル型	その他の型	計
		スロットマシン等	台	台	台
		テレビゲーム機	台	台	台
	フリッパーゲーム機	台	台	台	
	ルーレット台等	台	台	台	
	その他の遊技設備	台	台	台	
	計	台	台	台	
その他					
兼業					
条 件	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

様式第10号(第6条関係)

営 業 の 方 法 台 帳

その1 (A) (法第2条第1項各号の営業)	
営 業 時 間	<p>午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後</p> <p>ただし、 の日にあつては、 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後</p>
18歳未満の者を従業員として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物(酒類を除く。)の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒類の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

様式第10号の2（第6条関係）

営業の方法台帳

その1（B）（特定遊興飲食店営業）	
営業時間	<p>午前 時 分から 午前 時 分まで</p> <p>午後 午後</p> <p>ただし、 の日にあつては、</p> <p>午前 時 分から 午前 時 分まで</p> <p>午後 午後</p>
18歳未満の者を従業員として使用すること	<p>①する ②しない</p> <p>①の場合：その者の従事する業務の内容</p>
18歳未満の者を客として立ち入らせること	<p>①する ②しない</p> <p>①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法</p>
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物の提供	提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法
	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
遊興の内容	
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

様式第11号(第6条関係)

営業の方法台帳

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
料 金				
料金の表示方法				
役 務 提 供 の 態 様	客の接待をする場合はその内容			
	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	常時当該営業所に雇用されている者	名	
		それ以外の者	名	
			主 た る 派 遣 元	(ふりがな) 氏 名 又 は 称
住 所				〒() () 局 番
(ふりがな) 法人にあっては、その代表者の氏名	-----			
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容			
	時 間 帯	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	
(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)				
客 室	和風のもの	室	その他のもの	室

様式第12号(第6条関係)

営業の方法台帳

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)		
(まあじゃん屋のみ記載すること)		
遊技料金	① 客一人当たりの時間を基礎として計算する。 ② まあじゃん台1台につき時間を基礎として計算する。	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊技料金の表示方法		
(ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること)		
ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉1個 円
	回胴式遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じゃん球遊技機	玉1個 円
メダル1枚 円		
その他の遊技機 ()	につき 円	
その他の営業の遊技料金 ()	につき 円	
遊技料金の表示方法		
商品の提供方法		
提供する賞品のうち最高の価格のもの	(円)	

様式第13号(第6条関係)

営 業 の 方 法 台 帳

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)	
料 金	
料金の表示方法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	① する ② しない
	① の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法(法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法)

様式第14号(第6条関係)

遊 技 機 明 細 台 帳

法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機の明細書							
設 置 年 月 日	遊 技 機 の 種 類	製 造 者 業 者 名	型 式 名	検 定 番 号	認 定 の 有 無	台 数	備 考
						台	
						台	
						台	
						台	
						台	
						台	
						台	
						台	
						台	
						台	
						台	
						台	
						台	
						台	
						台	

様式第15号(第6条関係)

店舗型性風俗特殊営業営業届出台帳

受 理 年 月 日	受理番号	届出確認書交付年月日	届出確認書番号
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称		-----	
住 所		〒() () 局 番	
本 籍 ・ 国 籍			
生 年 月 日		年 月 日生	
法人にあつては、その代表者	(ふりがな) 氏 名	-----	
	住 所	〒() () 局 番	
	本 籍 ・ 国 籍		
	生 年 月 日	年 月 日生	
(ふりがな) 営 業 所 の 名 称		-----	
営 業 所 の 所 在 地		〒() () 局 番	
店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第6項第 号の営業	

営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	個室等の数	室	営業所の床面積	m ²	
	個室等の総床面積	m ²	各個室等の床面積	m ²	m ²
				m ²	m ²
	令第2条第2号の興行場に係る個室の隣室又はこれに類する施設の床面積		m ²		
	その他				
統括業務管理を実施する者を	(ふりがな)	-----			
	氏名				
	住所	〒() () 局 番			
	本籍・国籍				
	生年月日	年 月 日生			
	営業を開始しようとする年月日	年 月 日			
※ 地区	① 禁止地区内 ② 禁止地				

様式第16号(第6条関係)

営業の方法台帳

		(店舗型性風俗特殊営業)	
営業時間		午前 午後	午前 午後
		時 分	時 分
		から	まで
広告 又は 宣 伝 の 態 様	広告又は宣 伝の 方法	① 広告物の表示 (場所:) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度:) ③ インターネット(URL:) ④ 割引券、ピラ等の頒布(場所:) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない	
	広告又は宣伝を するときに 18歳未満の者の 立入禁止を明ら かにする方法		
営業所の入り口にお ける18歳未満の者の 立入禁止の表示方法			
日本国籍を有しない 者を従業者として使 用すること		①する ②しない ①の場合: その者の従事する業務の内容(具体的に)	
18歳未満の者を 従業者として使用 すること		①する ②しない ①の場合: その者の従事する業務の内容(具体的に)	
酒類の提供		①する ②しない ①の場合: 提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への 酒類の提供を防止する方法	
役務提供の態様			
当該営業所において 他の営業を兼業 すること		①する ②しない ①の場合: 当該兼業する営業の内容	

様式第17号(第6条関係)

無店舗型性風俗特殊営業届出台帳

受 理 年 月 日	受理番号	届出確認書交付年月日	届出確認書番号
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称		-----	
住 所		〒() () 局 番	
本 籍 ・ 国 籍			
生 年 月 日		年 月 日生	
そ 法 人 に あ つ て は、 代 表 者	(ふりがな) 氏 名	-----	
	住 所	〒() () 局 番	
	本 籍 ・ 国 籍		
	生 年 月 日	年 月 日生	
(ふりがな) 広 告 又 は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称	1	-----	
	2	-----	
	3	-----	
	4	-----	
事 務 所 の 所 在 地		〒() () 局 番	
無店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第7項第 号の営業	
客の依頼を受ける方法			

客の依頼を受けるための 電話番号その他の連絡先		
受 付 所	所在地	〒() () 局 番
	建物の構造	
	建物内の 受付所の位置	
待 機 所	所在地	〒() () 局 番
	建物内の 待機所の位置	
	待機所としての 専用状況	
営業を開始しようとする年月日		年 月 日

様式第18号(第6条関係)

営業の方法台帳

(無店舗型性風俗特殊営業)		
広告又は宣伝の態様	広告又は宣伝の方法	①する ②しない ① 広告物の表示 (場所:) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度:) ③ インターネット(URL:) ④ 割引券、ピラ等の頒布(場所:) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない
	広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の利用禁止を明らかにする方法	
日本国籍を有しない者を従業者として使用すること		①する ②しない ①の場合: その者の従事する業務の内容(具体的に)
	18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない ①の場合: その者の従事する業務の内容(具体的に)
役務提供の態様		
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで	
受付所の入り口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法		
酒類の提供		①する ②しない ①の場合: 提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
	受付所において他の営業を兼業すること	①する ②しない ①の場合: 当該兼業する営業の内容

様式第19号(第6条関係)

映像送信型性風俗特殊営業届出台帳

受 理 年 月 日	受理番号	届出確認書交付年月日	届出確認書番号
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称		-----	
住 所		〒() () 局 番	
本 籍 ・ 国 籍			
生 年 月 日		年 月 日生	
そ 法 人 に あ っ て は、 代 表 者	(ふりがな) 氏 名	-----	
	住 所	〒() () 局 番	
	本 籍 ・ 国 籍		
	生 年 月 日	年 月 日生	
(ふりがな) 広 告 又 は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称		-----	
事 務 所 の 所 在 地		〒() () 局 番	
映 像 伝 達 用 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号 等			
の 送 自 設 信 動 置 装 公 者 置 衆	氏 名 又 は 称 名		
	住 所	〒() () 局 番	
営 業 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日		年 月 日	

営業の方法台帳

(映像送信型性風俗特殊営業)		
広 告 又 は 宣 伝 の 態 様	①する ②しない	
	① 広告物の表示 (場所:) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度:) ③ インターネット(URL:) ④ 割引券、ピラ等の頒布(場所:) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない	広告又は宣伝の 方 法
18歳未満の者を 客としないために 講ずる措置の内容		広告又は宣伝を するときに 18歳未満の者 の利用禁止を明 らかにする方法

様式第21号(第6条関係)

店舗型電話異性紹介営業営業届出台帳

受 理 年 月 日	受理番号	届出確認書交付年月日	届出確認書番号
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称		-----	
住 所		〒() () 局 番	
本 籍 ・ 国 籍			
生 年 月 日		年 月 日生	
そ の 代 表 者	(ふりがな) 氏 名	-----	
	住 所	〒() () 局 番	
	本 籍 ・ 国 籍		
	生 年 月 日	年 月 日生	
(ふりがな) 営 業 所 の 名 称		-----	
営 業 所 の 所 在 地		〒() () 局 番	
電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号			

営業所の構造及び設備概要	建物の構造					
	建物内の営業所の位置					
	個室の数	室	営業所の床面積	m ²		
	個室の総床面積	m ²	各個室の床面積	m ²	m ²	
m ²				m ²		
電気通信設備の概要 法第2条第9項の	設置場所の所在地					
	機器の構成及び処理能力					
統括管理する者 営業所における業務の実施を	(ふりがな)					
	氏名					
	住所	〒() () 局 番				
	本籍・国籍					
	生年月日	年 月 日生				
営業を開始しようとする年月日		年 月 日				
※地区		①禁止地区内			②禁止地区外	

様式第22号(第6条関係)

営業の方法台帳

(店舗型電話異性紹介営業)	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
広 告 又 は 宣 伝 の 方 法	①する ②しない
	① 広告物の表示 (場所:) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度:) ③ インターネット(URL:) ④ 割引券、ピラ等の頒布(場所:) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない
宣 伝 の 態 様	広告又は宣伝をするときに 18歳未満の者の立入り及び利用の禁止を明らかにする方法
営 業 所 の 入 り 口 に お け る 18 歳 未 満 の 者 の 立 入 禁 止 の 表 示 方 法	
18 歳 未 満 の 者 を 従 業 者 と し て 使 用 す る こ と	①する ②しない
	①の場合: その者の従事する業務の内容(具体的に)

酒 類 の 提 供	①する ②しない		
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法		
法第31条の13第3項の規定により講ずる措置の内容	措置の具体的内容		
	当該措置として他人が付与した識別番号等を利用する場合は、当該付与者	(ふりがな)	
		名 称	
		住 所	〒() () 局 番
		(ふりがな)	
		代表者の氏名	
	付与を行う方法及び場所		
役務提供の態様			
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない		
	①の場合：当該兼業する営業の内容		

様式第23号(第6条関係)

無店舗型電話異性紹介営業営業届出台帳

受 理 年 月 日	受 理 番 号	届 出 確 認 書 交 付 年 月 日	届 出 確 認 書 番 号
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称		-----	
住 所	〒() () 局 番		
本 籍 ・ 国 籍			
生 年 月 日	年 月 日生		
そ 法 の 人 に あ つ て は、 代 表 者	(ふりがな) 氏 名	-----	
	住 所	〒() () 局 番	
	本 籍 ・ 国 籍		
	生 年 月 日	年 月 日生	
広 告 又 は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称	(ふりがな)	1	-----
		2	-----
		3	-----
		4	-----
事 務 所 の 所 在 地	〒() () 局 番		
電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号			
気 法 通 第 信 2 設 条 備 第 の 10 概 項 要 の 電	設 置 場 所 の 所 在 地	-----	
	機 器 の 構 成 及 び 処 理 能 力		
営 業 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日	年 月 日		

様式第23号の2(第6条関係)

営業の方法台帳

(無店舗型電話異性紹介営業)			
広 告 又 は 宣 伝 の 態 様	①する ②しない		
	① 広告物の表示 (場所:) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度:) ③ インターネット(URL:) ④ 割引券、ピラ等の頒布(場所:) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない		
	広告又は宣伝を するとき に 18歳未満の者 の利用禁止を明 らかにする方法		
法 第 31 条 の 18 第 3 項 の 規 定 に よ り 講 ず る 措 置 の 内 容	措置の具体的内容		
	当 該 措 置 と し て 他 人 が 付 与 し た 場 合 は 、 当 該 付 与 者	(ふりがな)	
		名 称	
		住 所	〒() () 局 番
		(ふりがな)	
代表者の氏名			
	付与を行う 方法及び 場 所		
役務提供の様態			

様式第24号(第6条関係)

深夜酒類提供飲食店営業届出台帳

受 理 年 月 日	年 月 日	受理番号		
氏 名 又 は 名 称				
住 所	〒() () 局 番			
法人の代表者氏名				
営 業 所 の 名 称				
営 業 所 の 所 在 地	〒() () 局 番			
営 業 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要	建 物 の 構 造			
	建 物 内 の 営 業 所 の 位 置			
	客 室 数	室	営業所の床面積	m ²
	客 室 の 総 床 面 積	m ²	各客室の床面積	m ²
	照 明 設 備			
	音 響 設 備			
	防 音 設 備			
	そ の 他			

様式第25号(第6条関係)

営業の方法台帳

深夜酒類提供飲食店営業	
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者を従業員として使用すること	①する ②しない
	①の場合、その者の従事する業務の内容
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物(酒類を除く。)の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒類の提供	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容
	時間帯 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

様式第26号(第6条関係)

特例風俗業者又は特例特定遊興飲食店業者認定台帳

認定番号	認定年月日	営業種別	許番号	営業所名	営業者	所在地	備考
	年 月 日	第 号()					
	年 月 日	第 号()					
	年 月 日	第 号()					
	年 月 日	第 号()					
	年 月 日	第 号()					
	年 月 日	第 号()					
	年 月 日	第 号()					
	年 月 日	第 号()					
	年 月 日	第 号()					
	年 月 日	第 号()					

注 特例特定遊興飲食店業者の場合は、営業種別欄に「特定遊興飲食店営業」と記載すること。

様式第27号(第6条関係)

風俗営業又は特定遊興飲食店営業管理者証交付台帳

番号	交付年月日	許可番号	営業種別	記 事	貼付欄
	管理者氏名	営 業 所 名			
	年 月 日				写真
	年 月 日				写真
	年 月 日				写真
	年 月 日				写真
	年 月 日				写真
	年 月 日				写真

様式第28号(第6条関係)

古物営業古物商許可台帳 古物市場主		
許 可 番 号	第(.)号	
許 可 年 月 日	年 月 日(交付 年 月 日)	
営 業 者	氏名又は名称	年 月 日生
	住所又は居所	
	本 籍	
行 商	1 する 2 しない	
主な取扱古物の区分		
営業所管轄警察署 (該当警察署に○)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取警察署・郡家警察署・智頭警察署・浜村警察署 ・倉吉警察署・琴浦大山警察署・米子警察署・境港警察署 ・黒坂警察署 	
営業所等に係る他の 都道府県公安委員会	公安委員会 公安委員会	
法 人 の 代 表 者	氏 名	年 月 日生
	住 所	-----
	本 籍	-----
	変 更 年 月 日	年 月 日
	氏 名	年 月 日生
	住 所	-----
	本 籍	-----
	変 更 年 月 日	年 月 日
	氏 名	年 月 日生
	住 所	-----
	本 籍	-----

法 人 の 役 員 備 考	届出変更年月日	年 月 日
	氏 名	年 月 日生
	住 所	
	本 籍	
	届出変更年月日	年 月 日
	氏 名	年 月 日生
	住 所	
	本 籍	
	届出変更年月日	年 月 日
	氏 名	年 月 日生
	住 所	
	本 籍	
	届出変更年月日	年 月 日
	氏 名	年 月 日生
	住 所	
	本 籍	
	届出変更年月日	年 月 日
	氏 名	年 月 日生
	住 所	
	本 籍	
備 考		

様式第29号(第6条関係)

古物営業所(市場)台帳			
許 可 番 号	第(.)号		
許 可 年 月 日	年 月 日(交付 年 月 日)		
氏 名 又 は 名 称	年 月 日生		
住 所 又 は 居 所			
行 商	1 する 2 しない	原 許 可 公 安 委 員 会	公 安 委 員 会
主 たる 営 業 所 別	主 ・ 他	主 たる 営 業 所 管 轄 警 察 署	警 察 署
営 業 所 ・ 古 物 市 場	名 称		
	所 在 地		
	市 場 の 開 市 の 日 時		
	取 扱 う 古 物 の 区 分	1 美術品類 2 衣類 3 時計・宝飾品類 4 自動車 5 自動二輪車・原付 6 自転車類 7 自動車 8 事務機器類 9 機械工具類 10 道具類 11 皮革 12 書籍 13 金券類	
管	氏 名	年 月 日生	
	住 所	-----	
	本 籍	-----	
	変 更 年 月 日	年 月 日	
理	氏 名	年 月 日生	
	住 所	電話	
	本 籍	-----	
	変 更 年 月 日	年 月 日	
者	氏 名	年 月 日生	
	住 所	電話	
	本 籍	-----	

様式第29号の2(第6条関係)

古物競りあっせん業台帳		
届出年月日	年 月 日	
(ふりがな) 氏名 又は名称		
住所 又は居所	電話() ー 番	
営業を示すものとして 使用する名称		
送信元識別符号		
法人 の 代表 者	氏名	
	住所	
	変更年月日	年 月 日
	氏名	
	住所	
	変更年月日	年 月 日
法人 の 役員	届出変更年月日	年 月 日
	氏名	
	住所	
	届出変更年月日	年 月 日
	氏名	
	住所	
役員	届出変更年月日	年 月 日
	氏名	
	住所	

事	形 態	1 営業の本拠となる事務所 2 その他の事務所
	(ふりがな) 名称	
	所 在 地	
務	形 態	1 営業の本拠となる事務所 2 その他の事務所
	(ふりがな) 名称	
	所 在 地	
所	形 態	1 営業の本拠となる事務所 2 その他の事務所
	(ふりがな) 名称	
	所 在 地	
競りの中止の命令 担当部署の電話番号		
営業開始年月日		年 月 日
認 定 関 係	認 定 申 請 日	
	認 定 番 号	
連 絡 担 当 者	(ふりがな) 氏 名	
	住 所 又 は 居 所	
	電 話 番 号	

不 許 可 通 知 書

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

鳥取県公安委員会 ㊟

年 月 日付で申請のあった
風俗営業(号営業)
特定遊興飲食店営業の許可申請
古物営業
質屋営業

は、次の理由により許可しないので、

法第 条第 項の規定により通知

します。

記

不許可の理由

(教示)

この処分につき、不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に当公安委員会に対し、審査請求ができることとなっているので併せてお知らせします。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表するものは鳥取県公安委員会となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第33号(第8条関係)

第 号

承認通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった

相 統
風俗営業又は特定遊興飲食店営業の 営業所の構造又は設備(遊技機) については、
の 変 更
法 人 の 合 併
これを承認するので下記のとおり通知する。
記

承認事項

年 月 日

鳥取県公安委員会 ㊤

様式第34号(第8条関係)

承 認 通 知 書 第 号

分割により風俗営業又
は特定遊興飲食店営業
を承継させる法人

分割により風俗営業又
は特定遊興飲食店営業
を承継する法人

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

年 月 日付けで申請のあった分割による風俗営業者又は特定遊興
飲食店営業者の地位の承継については、これを承認するので通知する。

記

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

不 承 認 通 知 書

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

鳥取県公安委員会 ㊟

年 月 日付けの承認申請は、次の理由により を承認しない
ので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第16条第2項（同規則
第 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

不承認の理由

(教示)

この処分につき、不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に当公安委員会に対し、審査請求ができることとなっているので併せてお知らせします。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表するものは鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号

不承認通知書

分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継する法人

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日付けで申請のあった分割による風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の地位の承継については、下記の理由によりこれを承認しないので通知する。

記

承認しない理由

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

(教示)

この処分につき、不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に当公安委員会に対し、審査請求ができることとなっているので併せてお知らせします。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表するものは鳥取県公安委員会となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第37号(第8条関係)

不 認 定 通 知 書

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

鳥取県公安委員会 ㊦

年 月 日付けの特例風俗営業業者又は特例特定遊興飲食店営業業者の認定申請は、次の理由により認定をしないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第4項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

記

不認定の理由

(教示)

この処分につき、不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に当公安委員会に対し、審査請求ができることとなっているので併せてお知らせします。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表するものは鳥取県公安委員会となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第38号（第9条関係）

※受理 年月日		※受理 番号		※承認 年月日	
------------	--	-----------	--	------------	--

兼 任 承 認 申 請 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第37条ただし書（規則第97条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり管理者の兼任を申請します。

年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称					
兼任する管理者	住 所				
	氏 名				
	現に管理 する営業所	名 称			
		所 在 地			
	許可をした 公安委 員会の名称	公安委員会	許可番号	第 号	
兼任する営業所	名 称				
	所 在 地				
	営業の種別				
	許可をした 公安委 員会の名称	公安委員会	許可番号	第 号	
兼任の理由					
備 考					

様式第39号（第9条関係）

第 号

兼 任 承 認 通 知 書

住 所

氏名又は名称

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第37条ただし書（規則第97条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり管理者の兼任を承認する。

兼任する営業所の所在地及び名称

兼任する管理者

年 月 日

鳥取県公安委員会

様式第40号（第9条関係）

不承認
兼任 通知書
取消し

第 号

年 月 日

住所

様

鳥取県公安委員会

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第37条ただし書（規則第97条第1項において準用する場合を含む。）の規定

に基づき、管理者の兼任は、次のとおり
承認しない。
取消す。

記

1 申請に係る営業所及び所在地

2 理由

この処分につき不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に当公安委員会に対し、審査請求ができることとなっているので併せてお知らせします。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくな

ります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表するものは鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第46号の2(別表第5関係)

ホームページ利用古物業者一覧

(古物営業法第5条第1項第6号によるURL届出業者)

氏名又は名称

検索

許可証番号	氏名又は名称	URL
70****000****	*****	http://*****

様式第46号の3(別表第5関係)

第 号

年 月 日

認 定 通 知 書

鳥 取 県 公 安 委 員 会 印

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定については、古物営業法第21条の5第1項の規定により認定したので通知する。

営業を示すものとして
使用する名称

様式第46号の4(別表第5関係)

第 号

年 月 日

不 認 定 通 知 書

鳥取県公安委員会 印

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付で申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の実施の

方法の認定については、次の理由により認定しないので通知する。

営業を示すものとして

使 用 す る 名 称

理由

(教示)

この処分不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

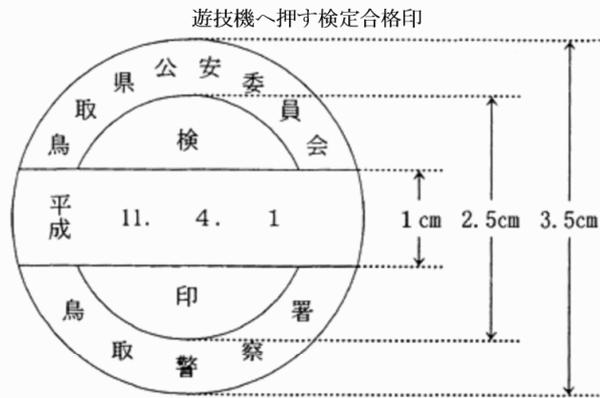
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表するものは鳥取県公安委員会となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第47号(別表第6関係)



備考 本様式は、鳥取警察署の場合を示したものであり、鳥取警察署の鳥取の文字はそれぞれの警察署名を表示すること。

		第 号
保 管 命 令 書		
住所又は居所		
氏名又は名称		殿
古物営業法第21条の規定により、次のとおり保管を命ずる。		
保管すべき物品		
保管すべき期間		日間
	年 月 日から	
	年 月 日まで	
年 月 日		
警 察 署 長 印		
<p>(教示)</p> <p>この処分が不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県公安委員会に対し審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表するものは鳥取県公安委員会となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

様式第49号(別表第6関係)

			第	号
命 令 請 書				
古物営業法第21条の規定により次のとおり保管を命ぜられたので、保管することをお請				
けします。				
保管すべき物品				
	年	月	日から	
保管すべき期間	年	月	日まで	日間
				年 月 日
警 察 署 長 殿				
	住所又は居所			
	氏名又は名称			
	㊟			

様式第50号(別表第6関係)

承 認 書		
		年 月 日
住所		
営業所の名称		
氏名	様	
		鳥取県公安委員会 ㊟
年 月 日付で申請のあった質契約終了行為者(場所)の承認申請に ついては、下記のとおり承認します。		
記		
1 質契約の終了に必要な行為者の本籍、住所、氏名及び生年月日		
2 質契約終了行為の事務取扱場所		
3 質契約終了行為の期限		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 期間経過後は、速やかに返納すること。

様式第1号 (第4条関係)
様式第1号の2 (第4条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第5条、第8条関係)
様式第5号 (第5条、第8条関係)
様式第6号 (第6条関係)
様式第7号 (第6条関係)
様式第8号 (第6条関係)
様式第9号 (第6条関係)
様式第10号 (第6条関係)
様式第10号の2 (第6条関係)
様式第11号 (第6条関係)
様式第12号 (第6条関係)
様式第13号 (第6条関係)
様式第14号 (第6条関係)
様式第15号 (第6条関係)
様式第16号 (第6条関係)
様式第17号 (第6条関係)
様式第18号 (第6条関係)
様式第19号 (第6条関係)
様式第20号 (第6条関係)
様式第21号 (第6条関係)
様式第22号 (第6条関係)
様式第23号 (第6条関係)
様式第23号の2 (第6条関係)
様式第24号 (第6条関係)
様式第25号 (第6条関係)
様式第26号 (第6条関係)
様式第27号 (第6条関係)
様式第28号 (第6条関係)

様式第29号（第6条関係）
様式第29号の2（第6条関係）
様式第30号（第6条関係）
様式第31号 削除
様式第32号（第8条関係）
様式第33号（第8条関係）
様式第34号（第8条関係）
様式第35号（第8条関係）
様式第36号（第8条関係）
様式第37号（第8条関係）
様式第38号（第9条関係）
様式第39号（第9条関係）
様式第40号（第9条関係）
様式第41号から様式第45号まで 削除
様式第46号（第11条関係）
様式第46号の2（別表第5関係）
様式第46号の3（別表第5関係）
様式第46号の4（別表第5関係）
様式第47号（別表第6関係）
様式第48号（別表第6関係）
様式第49号（別表第6関係）
様式第50号（別表第6関係）